

後期ホーネツカー体制の諸問題(二)

目 次

はじめに

第一章 前史

第二章 制度

(1) 党と国家の機構

(2) 經濟の構造と計画經濟

第三章 政治文化(以上第27卷第2・3号)

第四章 展開

——体制危機へ——

(1) 外交

(2) 經濟 (以上本号)

(3) 内政

(4) 教会と反対派

小括

第四章 展

——体制危機へ——

本章では、一九八九—一九〇年の東ドイツの体制崩壊を準備する、同国の対外的、対内的な危機の昂進の過程をやや包括的に検討していくことにする。東ドイツの体制崩壊の特質は、多元的な民主主義体制の崩壊と比べれば無論のこと、限定的な多元制をもっていた南ヨーロッパや南米の権威主義体制の崩壊と比較しても、さらには同じ社会主義国でも、八〇年代に相対的な自由化が進行していたハンガリーや「連帯」運動出現後に社会集団の潜在的な多元化が進んだポーランドの事例と比較しても、(1)「権力喪失」から崩壊にいたるまでの期間がほとんど瞬時的であったこと、および(2)その間の権力側の対抗がきわめて微弱だったこと、であって、それらの特徴はほぼ同時期に解体したチェコスロバキアの場合と同様に際立っている。これは、体制の外見上の安定性とは裏腹に、外部の人間の視野には入りえないところで、あるいは支配集団によって意図的に隠されていた部分で体制の腐食と空洞化が進み、統治の密やかな危機が進行していたことを示している。こんにちの時点でこの背後に隠されていた危機の進展を跡付けることにはなお多くの困難を伴うが、本稿の〈序〉の部分でもふれた通り、従来の西側の研究と体制崩壊後に発表された様々な研究や回想を照らし合わせ、また公表されるようになった東独の以前の調査や統計上の数字を参照すると、同国の体制危機にいたる幾つかの局面での特色を抽出することが可能だと考えられる。特に東ドイツの場合には、他の社会主義国の場合とは異なって、その統治体制が解体した後には西独によっていわば丸ごと改編、吸収されてしまったために、様々なレベルでの当事者の回想(検察調書を使用したものを含む)や、それをもとにした研究者やジャーナリストの著作が例をみないほど大量に現れるようになった。また旧体制の党・国家機関の文書が逐次利用されうるようになって、

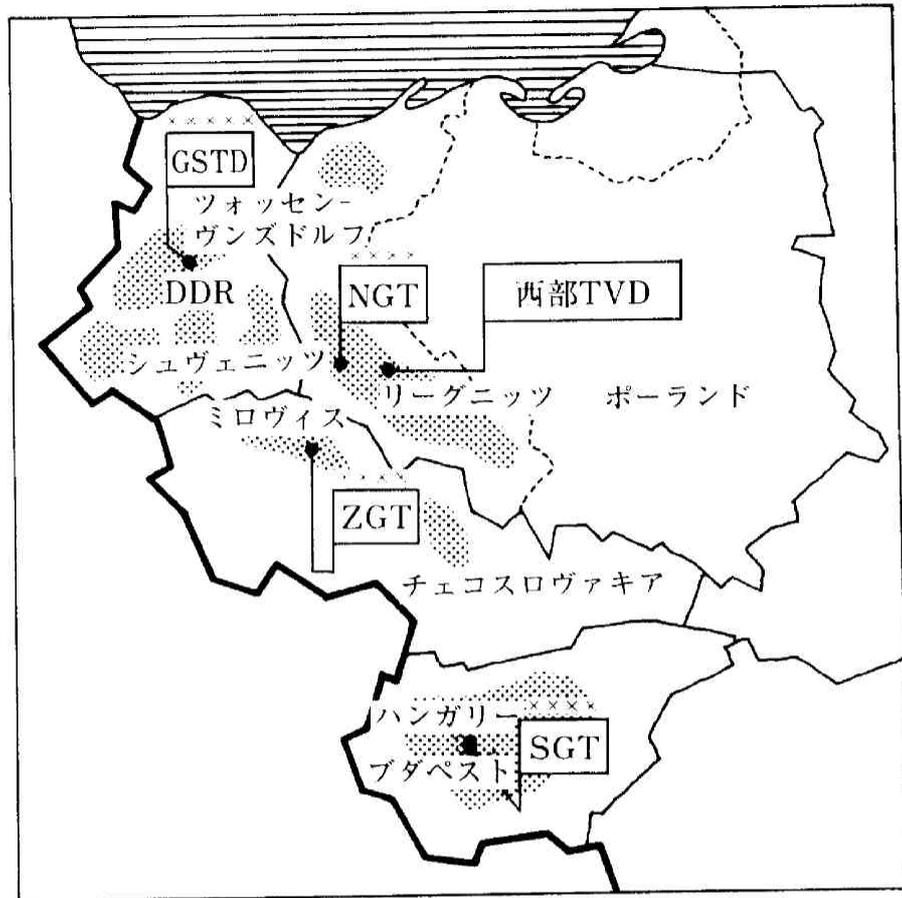
その一部は種々のルートを通じて既に書物の形で公刊されている。その点で、東独に関する研究は資料状況の上で有利な面を含んでいるとともに、また公表される研究がその都度アウト・オブ・デートになっていくという「宿命」をもっているわけである。従って、ここでの記述は現時点での不十分な試みをなすものにすぎないが、これによってホーネッカー体制の後期の政治、経済、社会状況の展開についてのさしあたっての事実整理を行うことにしたい。種々の領域でのこの時期の危機昂進の局面はどのような様相をもっていたのだろうか。以下では先ず、東ドイツの体制的な枠組みを規定していた外交の問題から検討を進めていくことにする。

第一節 外 交

最初に、かつての東西冷戦の中で東側ブロックの「最前線国家」である東ドイツがもっていた軍事上の重要性について、ごく断片的だが幾つかの事実を挙げることにしよう。第1図は中欧の共産圏諸国に駐留した旧ソ連軍の規模を示したもので、配備された兵員と兵器の数と質から、東独が最も枢要な戦略上の地域であったことが如実に示されている。東独に駐留したソ連軍の兵力は他の諸国の五—一〇倍の規模をもち、また同国は戦術、戦域核兵器の主要な配備対象国であった。次いで第2図は、かつての東西ドイツに配置されたNATO、ワルシャワ条約機構軍双方の戦車部隊の位置を図示したもので、東西ドイツに限なく展開された大量の戦車団の対峙は、東西間の恒常的な軍事上の緊張をそのまま反映していた。このように軍事的な観点からみれば、東ドイツは共産圏ブロックの軍事機構に完全に組み込まれ、その最も重要な一翼を形成しており、全体としてワルシャワ条約機構軍の「一枚岩」的な団結は鉄壁であるかのようになされた。

しかしながら、東側ブロック内の諸国の相互関係、特に「盟主」ソ連と各国との間の関係は、いうまでもなくその

第 1 図 中部ヨーロッパのソ連軍部隊



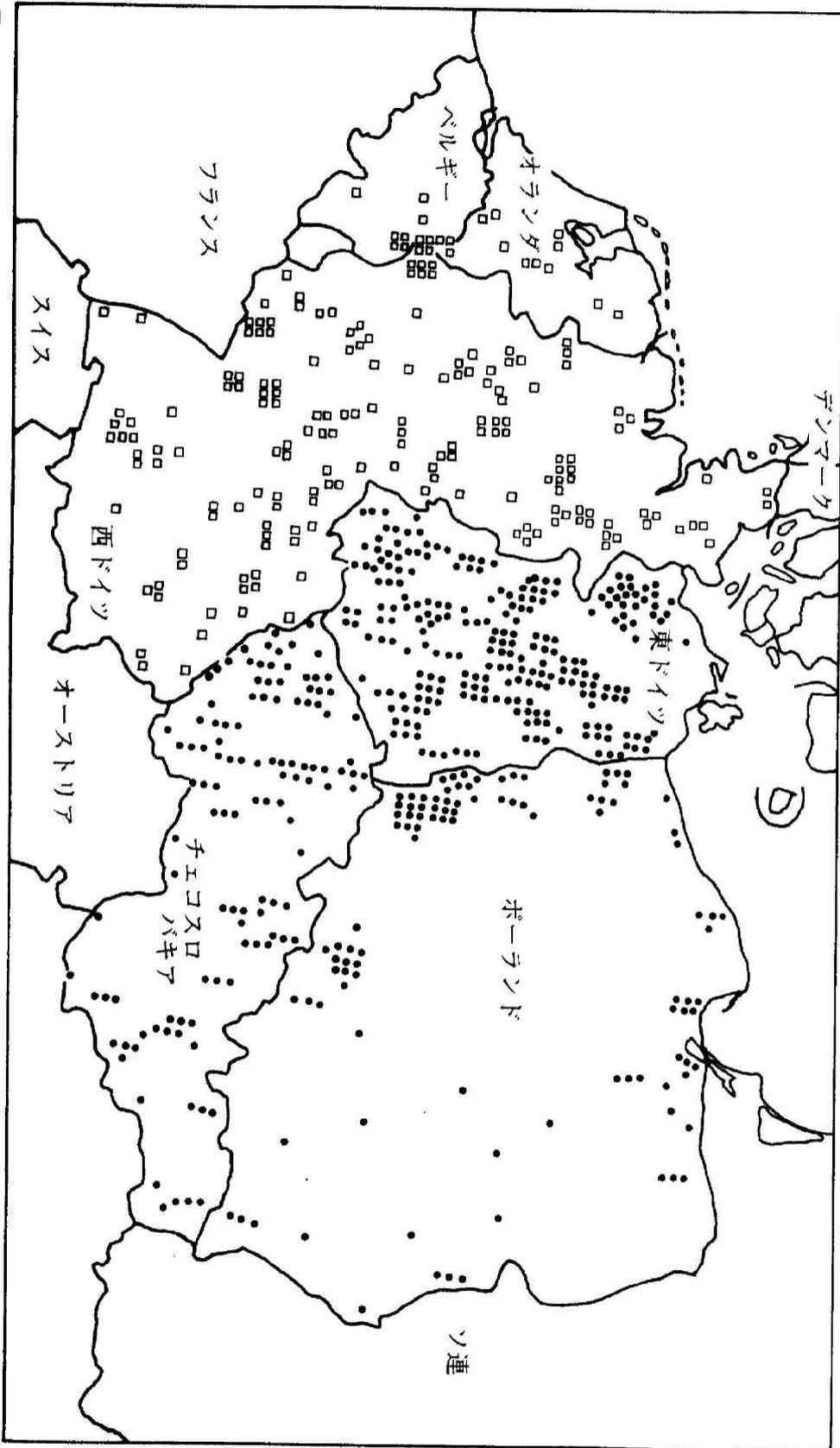
	東独(GSTD)	ポーランド(NGT)	チェコ(ZGT)	ハンガリー(SGT)
兵員数	420,000	40,000	85,000	80,000
師団数	19	2	5	4
戦車	7,000	650	1,500	1,250
戦闘機	1,530	240	130	240
核搭載能力ロケット	230	30	50	30

Europäische Wehrkunde / WWR, 8. 1987, S. 436.

とした東ドイツの外交政策の展開を扱うことにするが、以下では、この時代の東独外交の特質を明かにするために、やや遡って先ず六〇―七〇年代の同国の対外関係の幾つかの側面を概観し、その後、相対的に独自の発展とダイナミズムを示した八〇年代の外交上の諸施策を、その矛盾点も含めてやや詳しく検討することにしよう（なお、西ドイツ

時々の国際情勢やそれぞれの国の国力とそれに応じた国益のあり方に対応してきわめて複雑であった、その点はソ連の「ジュニア・パートナー」であった東独もまた例外ではなかった。東ドイツの場合、一見すると歴史的にもソ連との一体性が顕著であり、その対外関係の特色を見出すことは難しいように思われるが、しかし仔細に点検するとその変遷はやはり複雑な様相をもっており、またそうでなければ最終段階におけるソ連との決別はありえなかったわけである。本節では、八〇年代を中心

Europäische Wehrkunde / WWR, 6, 1987, S. 320.



第2図 中部ヨーロッパの戦車大隊

は対東独関係をその国是の上から外交関係とはせずに「ドイツ内関係」としていたが、本稿ではこの節で両国の関係も一括して取り扱うことにする。この東独外交の展開をみていく上で、さしあたって次の三点を前提的な論点として指摘しておくことにしたい。

第一に、東ドイツの対外政策はその国際的な地位からきわめて限定的なアリーナしかもちえず、その主要な対象国はソ連と西ドイツであって、他の国との関係はこの二国との関係のいわば「従属変数」であるにすぎなかった。東独の外交は、いうまでもなくソ連の対外政策の枠組みによって根本的な制約を受けており、また七〇年代に西ドイツとの関係が正常化すると、この国との経済的な結び付きは東独にとって特殊な重要性を帯びるようになった。しかし反面、東ドイツはその最後にいたるまで西独からの「完全な」国際法上の承認を得ることができなかった。この限定的で矛盾に富んだ両国との関係は、東ドイツの存続の生命線を握るものであった。

第二に、上の二国を中心とした東ドイツの外交は、国内の支配体制の権威付け、その意味での体制の正統性根拠の問題と深く関わりあっていた。ソ連との関係が安定することは東独の指導部が安定することを意味しており、また東独が「マルクス・レーニン主義」のイデオロギーを国是としたことは、他の東側諸国と「社会主義インターナショナルリズム」を共有することを意味していた。もっともこのレトリックの背後には様々な対立が隠されていたのである。また西独との経済的な協力関係を不可欠の国益とした東独の指導部は、同時に西側へのこの国の「開放」が進むことを怖れて、国民に対し常に「遮断化」(“Abgrenzung”)の政策をとることに腐心しなかった。かくして、外交と内政は東独でも固有の仕方で行っていたのである。

最後に、外交政策における決定過程の問題について簡単にふれておくと、七二年一〇月に施行された東独の内閣法では「閣僚評議会はSEDの決定に基づいてDDRの外交政策を執行する」と定められ、また七〇年二月の外務省規

則では、同省の任務として「外交、国外情報の分野での決定の準備と任務の遂行」を行うことが規定されており、それ故、外務省はあくまでも党の決定を執行する機関であるにすぎなかった。党の対外政策の決定は政治局で行われたが、実質的にはその基本路線の決定はホーネッカーの「専権事項」であったと考えられ（その地位からしても、また「西独問題のエキスパート」を自認していた事情からしても）、さらに国際関係担当の書記であったアクセンが共産圏の問題で書記長の補佐役を任じ、これに治安、通商、経済、農業、イデオロギーの分野の各書記がそれぞれの立場から意見を表明して相互の調整を行っていた。他方、外相のフィッシャーは最後まで党中央委員の地位にとどまり、政治局の枠からは外されていて、党の重要決定には関与しえなかった。SEDの「長く伸びた腕」は、当然のことながら外交の分野にも及んでいたわけである。

以上を本節の序論として、次に東ドイツの外交の具体的な展開を追っていくことにしたい。⁽¹⁾

(A) ウルブリヒト時代の外交——概要

最初に、七〇年代初頭までのウルブリヒト時代の東独外交とその国際政治上の地位について、ごく簡単にこれを跡付けることにしよう。

東ドイツの対外政策は、この国の国際的な地位を反映して、ウルブリヒトの時代にはブロック内の同盟関係を除くとほとんどみるべき成果をもちえなかった。スターリン下のソ連の占領体制の中から発足したこの国は、五〇—六〇年代前半の冷戦状況の下では、同様にして生まれた東欧の社会主義諸国とごく少数の第三世界国家を除くと、他の諸国との正常な外交関係をもつ余地はなかった。他方、西ドイツもこの状況の下で東ドイツに対してはいわゆる「ハルシュタイン原則」を打ち出したが、これは周知のように、西独は東独と外交関係をもつ国とは国交を締結しない、もしくは断絶するというものであって（ソ連を除く）、六〇年代の前半までは西独外交の基本的な原則として存在してい

た。それ故、当時は東ドイツの外交的な孤立状態は明らかであって、六四年の段階で同国は一四の共産圏諸国に大使館をおき、またユーゴに公使館を設置したが、その他には第三世界の九つの国に総領事館をおき、一四の国に外国貿易省の管轄下の通商代表部を設けたにとどまったのである。

東ドイツがその外交活動をわずかつだが始動させ始めたのは六〇年代の後半からのことである。この東独外交の相対的な活性化は外相ポストの人事にも表れており、従来東独の外相は、四九―五三年まではCDUのデルティンガー（五三年に逮捕・失脚）、五三―六五年まではNDPDのボルツと、SED以外の政党に所属する人物が占めてきた。これに対し、六五年から外相に就任したヴァイツァーは、終戦時にモスクワから帰国した「ウルブリヒト・グループ」の一員で、四七年からはSEDの中央委員を勤めていた党幹部の一人であって、彼の外相就任はとりもなおさず東独の外交部門の比重が高まったことを意味していた。

このヴァイツァーの下で、東独外交が一定の新しい展開を示したのが対東欧関係であって、その背景には当時東欧諸国内で進行していた「多様化」の傾向があった。特にこれらの国々が通商関係を通じて西ドイツへの接近を図り、次第に「ハルシュタイン原則」が形骸化していくと、東ドイツの側でもそれとの対抗から東欧諸国との新しい関係を模索するようになった。六七年に東側の「異端児」ルーマニアが西独と外交関係を樹立した時は、東ドイツは直ちにポーランド、チェコ、ハンガリーと友好援助条約を結び、ブロック内でその地位を強化させることに成功している。東欧における「多様化」のハイライトはいうまでもなく六八年のチェコの「プラハの春」であるが、よく知られるようにワルシャワ条約軍のチェコ侵入を最も強硬に主張したのはウルブリヒトであったが、東独解体後の幾つかの証言によると、東独軍が戦前のチェコ侵攻の記憶への配慮からチェコ領内に進軍しなかったことはほぼ確実である。他方、第三世界の国々との関係も少数ではあるが進み、六五年二月にウルブリヒトがエジプトに非共産圏国としては初めて

の公式訪問を行ったが、これは東独の外交史では画期的な出来事であった。さらに六九年五月にカンボジアが非共産圏国では初の国交を結んだのを皮切りに、翌年にかけてはアラブ、アフリカのソ連寄りの一三ヶ国が東独と相次いで外交関係を結び、一国の外交を展開する余地が多少とも生まれてきたのである。

これに対し、「ベルリンの壁」が築かれた後の六〇年代の東西ドイツの関係は、特にその前半期では、従来から続いていた通商関係ときわめて限定的な旅行、郵便などの例外を除くと完全に冷却した状態が続いた。この時代にドイツ問題に関して東独の指導部が喧伝したのは、彼らが五七年以来唱えていた両ドイツの「国家連合」(Konföderation)論であって、これは無論宣伝色をこえるものではなかったが、ウルブリヒト流の「一民族二国家」の立場に基づくドイツ再統一の構想であって、ソ連も公式上はこの立場に与していた。しかしながら、西ドイツで六六年に社会民主党を含む大連合内閣が成立し、この政府が対東欧政策でより宥和的な姿勢をもつようになる、東ドイツは逆に内に閉じこもってより非和解的な態度をとることが多くなった。例えば、同年SEDと西独SPDとの間で講演者の相互訪問の話がもちあがった時に、当初はソ連の圧力もあってこれに応じる姿勢をもっていたSEDは、計画が煮詰まると一転してその受け入れを拒否した。ここには宣伝とは裏腹に東西の対話が具体化するとこれを退けて自閉する当時の東側の態度が示されている。そして、チェコ事件を経過して緊張緩和への動きが復活する六九年の秋になると、ソ連の西ドイツへの接近策が次第に明らかになり、東独の指導部は苦境に立たされるようになったのである。

東西欧州の緊張緩和が本格的な転機を迎えたのは、六九年一〇月に西独でブランド首相下の社会民主自由民主党連合政府が生まれた時からで、ブランド政権が東独の頭越しにソ連との交渉を開始すると、東独側のレトリカルなドイツ政策はほとんど意味を失うようになった。特に西ベルリンの地位をめぐる問題では、翌年三月に始まった戦勝四ヶ国の会議でソ連が譲歩を重ねると、東独の側は領内通行権をめぐる問題などで自己の立場を保持することは全くで

きなくなつた。七〇年八月にソ連と西独との間で双方の武力不行使を主な内容とするモスクワ条約が締結され、さらに一〇月に西独、ポーランド間の国交が復活すると、ウルブリヒトの外交政策遂行の能力は実質的に解体し、これに国内政局でのリーダーシップ喪失の局面が重なった時にウルブリヒトの失脚は決定的になつたのである。

(B) 七〇年代―西側への「開放」と「自閉」

七一年の党八回大会でウルブリヒトからの権力委譲を内外に宣言したホーネッカーの登場は、同時に東独外交が変化した国際環境に対し新たな対応を開始したことを意味していた。この転換の所産である七二年一二月の両独基本条約の締結と翌年九月の東西ドイツの国連への同時加盟は、東独が欧州の緊張緩和の流れを受け入れ、それとともにこの国が国際的な承認を得て外交上の孤立から脱却する道を選択した、ホーネッカー外交の成果でもあった。ただし東ドイツは基本条約によって西ドイツから国際法上の完全な承認を得たわけではなかった（東独市民の東独国籍は承認されず、またボンと東ベルリンには大使館ではなく常設代表部が設置されたにとどまった）。東ドイツが獲得したこれらの新しい国際的な地位から、同国の内外の状況をめぐる次のような重要な変化がもたらされたのである。

第一には、当然のことながら東ドイツの外交関係の拡がり（社会主義圏をこえて一般の国際社会に拡大する基礎が与えられた。両独基本条約が締結された七二年にはスイス、オーストリア、スウェーデンのヨーロッパ中立国をはじめとする二四ヶ国が、また翌年には英、仏、伊、オランダなどのNATO加盟国と日本を含む計四六の国がそれぞれ東独と外交関係を樹立した。そして、七四年九月に東ドイツと米国との間で国交が結ばれたことは、戦後ヨーロッパの国境の「現状維持」が基本的に確認されたことを意味したのである（八〇年までに一三〇の国が東独を承認した）。七〇年代デタントの頂点をなす七五年のヘルシンキでの全欧安保協力会議にホーネッカーが出席し、その「最終文書」に調印したことは、東西間の主要な国際会議に初めて東独の首脳が参加したものとして、この時期の彼の外交のハイライ

第1表 両ドイツ間の貿易量 (1952-1982)
(百万VE=DM)

年	東独からの輸出	東独への輸入
1952	220, 3	178, 4
1955	587, 9	562, 6
1960	1122, 4	959, 5
1965	1260, 4	1206, 1
1969	1656, 3	2271, 8
1970	1996, 0	2415, 5
1971	2318, 7	2498, 6
1972	2380, 9	2927, 4
1973	2659, 5	2998, 4
1974	3252, 4	3670, 8
1975	3342, 3	3921, 5
1976	3876, 7	4268, 7
1977	3961, 0	4409, 4
1978	3899, 9	4574, 9
1979	4588, 9	4719, 6
1980	5579, 0	5293, 2
1981	6050, 6	5575, 1
1982	6639, 3	6382, 3

P. Borowsky, op. cit., S. 283.

次いで第二に、東独の指導部は、ホーネッカーの権力掌握がウルブリヒトのソ連からの離反によるものだったことから、ソ連への忠誠を改めて示すことを最大の課題の一つとした。その点で象徴的なのは、七四年一〇月に改正された東独憲法の第六条でソ連邦との「永久かつ不変」の同盟が謳われるとともに、それが社会主義諸国の同盟の揺るぎない構成体であることを改めて表明したことであった。また、翌年一〇月にはソ連との友好援助条約が改訂・更新されたが、この新条約では

トをなす出来事であった。

ホーネッカーのこの西側への「開放」政策は、またいうまでもなく西ドイツとの種々の国家的な関係を緊密にさせた。七〇年代以降の両国の関係は多岐にわたるが、とりわけ重要だったのは経済をめぐる双方の関係で、この西独との経済関係は次第に東独経済の中で比重を高め、その点から同国の外交にも規定的な影響を与えるようになるのである。第1表は、六〇—七〇年代の東西ドイツの貿易関係の推移を示したのだが、関係正常化後にこの関係が飛躍的に拡大したことが示されている。東西ドイツの経済関係が東独にもたらした様々な経済上の利点と特権については、その問題点ともども次章で一括して論じることにはしたい。

第2表 東ドイツの軍事支出 60-70年代 (単位百万マルク)

1962	2820, 7	1976	10233, 0
1964	2735, 0	1977	7868, 0
1966	3200, 0		3155, 0
1968	5765, 0	1978	8261, 0
1970	6733, 0		3312, 0
1972	7625, 0	1979	8674, 0
1974	8732, 5		3474, 0

77年以降は、上段が国防費、下段は保安費。

G. Neugebauer, '25 Jahre Nationale Volksarmee' in: DA. 3. 1981. S. 270.

ドイツの再統一問題はもはやふれられず、両ドイツの国境を含めた欧州諸国の国境の不可侵性が「欧州の安定維持の最も重要な前提」であることが明記されていた。ただ、ソ連の側にはかつての敵対国家であるドイツ人国家に対しては当初から潜在的な不信感があり、また七〇年代以降の東独での社会政策の拡充と西側への債務拡大の政策にもソ連はこれまた猜疑の念をもっていて、それらが後の東独とソ連の關係にも影を落としていくことには留意しておかなければならない。またこの時代の東独の軍事支出について付け加えておくと、その支出はチェコ事件があった六八年から急増し、この傾向はデタント期のホーネッカー時代になってからも一貫して続いてきたのが実状である(六九年から七七年の間に七三・五%上昇―第2表)。

最後に重要な問題として、この時代から東独は自国のアイデンティティをより強化するために、基本条約の締結後に開かれた西独との交流関係を進めながら、同時に自国の存在を西独と厳格に区別する「遮断化」の政策を進めたことをみておく必要がある。六〇年代には国際社会から孤立して内向きの姿勢を固持していた東ドイツは、七〇年代に入って西独や他の西側諸国との接触を深めるようになる、そのことが国内の体制に影響を及ぼすことを怖れて、改めて西側との基本的な差異をたえず示すことに努めたのである。この点から、ホーネッカー時代になると従来の「一民族二国家」論は捨てられ、「社会主義的国民」と「ブルジョワ的国民」を分離した「二民族二国家」論が主張されるようになり、それとともに東独国家の規定もまた六八年憲法の「ドイツ民族の社会主義国家」(第一条)から七四年憲法の「労働者と農民の社会主義

第3表 両ドイツの旅行者数

東独への旅行者 (百万人)			東独から西独への旅行者		
年	西独市民	西ベルリン市民	年	年金者 (百万人)	「親族の緊急時 による」旅行者
1970	1,254		1970	1,048	
1971	1,267		1971	1,045	
1972	1,540	3,32	1972	1,068	11/12月 11421
1973	2,279	3,82	1973	1,257	41498
1974	1,919	2,56	1974	1,316	38298
1975	3,124	3,21	1975	1,330	40442
1976	3,121	3,40	1976	1,328	42751
1977	2,987	3,40	1977	1,323	41462
1978	3,177	3,26	1978	1,384	48659
1979	2,923	3,10	1979	1,369	41474
1980	2,746	2,60	1980	1,555	40455
1981	2,088	1,80	1981	1,564	36767
1982	2,218	1,70	1982	1,554	45709

P. Borowsky, op. cit., S. 279, S. 280.

国家」(同)へと転換したのである。次いでこの問題を、「人々間の交流」と呼ばれた両国市民の相互訪問、旅行をめぐる問題からみていくと、第3表は七〇年以降の西独から東独、および東独から西独への旅行者の数を示したもののだが、基本条約の締結後は旅行の多様な形態が認められるようになり、例えば東独全地域への滞在地の拡大、年に数度の旅行、自家用車の使用などが許されるようになった。しかしこの表から明かなのは西独と東独がとった措置の非対称性であって、西からは多数の人々が東独を訪れたのに対し、東独当局で旅行が認められたのは年金受領者(六五才以上の男性と六〇才以上の女性)と「親族の緊急事」(親族縁者の結婚や死亡など)に応じて許可された人々に限られ(後者は毎年四万人規模にすぎなかった)、ここには東独がとった西側への「開放」の限界性が明白に示されている。また西側からの旅行者に対して東独当局は東独マルクとの「通貨最低交換率」を操作し、あるいは西独からの実質的な援助である「スウィング」(一定額内の無利子信用供与―次節参照)協定をめぐる交渉

を手段として入国者の数をコントロールした。さらに七〇年代の中期からは、国内での教育や文化政策での締め付けが厳しくなり、とりわけ七六年に東独の反体制歌手であるピアマンが西独公演中にその帰国を拒否された有名なピアマン事件は知識人層に深刻な影響を与えた。加えて西側メディアの活動にも制限が科せられ（七三年二月の命令による）、これには、七八年の「シュピーゲル」誌の東ベルリン事務所の閉鎖、翌年から実施された西側ジャーナリストの国内移動の一層の制限などが知られている。

最後に国境警備の問題に簡単におくと、ここでも東独政府の立場の困難さが浮き彫りになる。国境の警備は、西独との接触が増えて非合法出国者の数が増加すると一層強化されて、七四年には後のホーネッカー訴追の対象ともなる自動銃の無警告発射命令が出され、警備施設も従来の鉄条網、コンクリート壁、監視塔に加えて、七五年からは大量の地雷が敷設されるようになった。その結果、七〇年には九〇一人が逃亡に成功したが七八年にはその数は四六一人に半減し、また七二―七八年の間に国境での死亡者は一九人を数えるに至ったのである。

以上を総合すると、東ドイツは七〇年代に入ると西側への融和を図るソ連の意向を受け入れ、西独との関係を正常化して両国の関係を緊密にし、またそれを通して国際的な地歩を上昇させた。しかしながら、東ドイツの外交が西側への「開放」を進めると、指導部は宿命的に国内への反作用を怖れて「自閉」の体制をとらざるをえず、この後者の政策はソ連との同盟政策の強化ともあわせて自国内の国民統合政策として推進されたのである。そこには、国際舞台に登場し始めた東ドイツが内外に抱える脆弱な地位を読み取ることができ、その点は七〇年代のデタントが東独の体制にとって一面ではリスクに富み不安定な時代であったことを示している。けれども八〇年代に入ってヨーロッパが「第二次冷戦」から「新デタント」の時代へと目まぐるしく変転してゆくと、東ドイツの外交は同盟政策の枠内で独自の姿勢をもつようになり、そこから一定のダイナミズムが生まれてくるのである。

(c) 八〇年代前半 — 相対的な「自立化」?

七九年のソ連のアフガニスタン侵攻に端を発する八〇年代前半の「第二次冷戦」の進行は、東ドイツを再びきわめて微妙な外交上の立場に立たせることになった。東西対立の尖鋭化は、ソ連に依存しながら同時に西独との経済関係を深めていた同国の基本的な対外関係を、いわば「股裂き」する形で困難に陥れたからである。ここから東ドイツは、ソ連と西独の間でいわばオモテとウラの両面を駆使する二方向の外交を行うようになり、それはこの国に従来よりは相対的に独自の外交的な姿勢をもたらすことになるのである。その経緯を現在の時点で解き明かすことは難しいが、この時期の東独外交の背景にはブレジネフ政権の末期から顕著になったソ連の対外的な指導力の退潮と、西側同盟の弛緩による欧州外交の多角化という状況があったことは確かであった。⁽²⁾

まず、八〇—八一年における独立労組「連帯」運動の昂揚とその後のヤルゼルスキー軍事政権の登場を導いたポーランドの危機は、東西ドイツの関係をその正常化以来最も冷却化させた。これはいうまでもなく、東独指導部がこの事件の国内への波及を恐れ(ただし国内の反響はチェコ事件のときよりも醒めていた)、同時に対外的にはポーランドの脱社会主義化が東独をソ連から地政的にも切り離すことを危惧したからであった。特にポーランドの情勢がギエルクの退陣を経て政治危機に発展すると、東独政府は西独を含めた西側の脅威を訴えるソ連のキャンペーンに積極的に同調するようになった。こんにちでは体制崩壊後に明かにされた文書から、東独政権がワルシャワ条約機構内でポーランドへの介入を最も強く主張したことが知られているが、東ドイツが西側にその態度を公式に明確にさせたのは、一〇月にホーネッカーが東独のゲーラで行った演説であった。そこでは西独政府に対し、(1)東独市民の東独国籍の承認、(2)両国の常設代表部の大使館への昇格、(3)東独国家の暴力的政治犯罪を記録している西独ザルツギッター在の東独犯罪調査所の閉鎖、そして(4)以前から係争点になっていたエルベ川の一部の境界確定、が要求されていた(いわゆる「ゲ

「ラ要求」。これは、七二年の基本条約では留保されていた東独の国際法上の承認をこの時点で唐突に要求したものであって、両独関係の転換を図るものとして当時西側には強い衝撃を与えた。そして、ポーランドで戒厳令が布かれる直前の八一年の秋には、東独では予備役が動員されて労働者民兵などの準軍隊も警戒体制に入り、この戒厳令は戒厳令が施行された一年後の八二年三月まで続いたのである。

以上の諸点は、東独の指導部が特に東側の陣営に対してみせた「顔」であったが、しかしながら、チェコ事件の場合とは異なっており、ポーランド危機の際の大きな特徴の一つは、この危機が東西ドイツの関係にとつてなお一時的な現象にとどまったことであつた。六〇年代のウルブリヒト時代とは異なっており、東ドイツは既に対西独関係に体制維持上の重大な利害をもっており、そしてこの点では同国は東側ブロックの内部でも特有の地位をもっていたのである。双方の関係は八〇年の秋には最低点に達したが、当時の第一副首相であつたクロリコフスキーの覚書によると、実は前記のゲーラ演説の後にホーネッカーと西独の常設代表部代表であるガウスとの間で関係修復のための接触が始められており、翌年の末までにはかなり早いスピードで相互の対話回復の試みが進められた。その底流には、東西対立の「通訳者」としての地位を望んでいた西独外交の姿勢と、それに期待をつなぐソ連の対応があつたことにも注目する必要があるだろう。ソ連が両ドイツ関係の復活に最初の了解を与えたのは、八一年夏にクリミアで恒例のソ連、東独両首脳の間で会議が行われた時であつて、その後一連の予備的な接触を経て、同年一二月には東ベルリン近郊のヴェルペリンゼーでホーネッカーとシュミットとの首脳会談が実現したのである。この会談ではINF問題と関連して両ドイツが平和の創造に特別の責任をもつことが合意されたが、シュミットが幾つかの譲歩を含んだ（通貨最低交換率など）この会談に応じたのは、ともかくも対話を復活させて両独関係の後退局面に終止符を打ちたかつたからだとされている。因みに会談の直後にポーランドで戒厳令が布かれたことから、シュミットは内外でかなり強い批判を浴びることにな

った。

次いで八三年を境とする時代に入ると、東独外交の相対的な独自化の動きが明確になり、また両ドイツ間の関係はより緊密なものになっていくが、これには二つの前史がある。

一つは、東独政府が八〇年代に抜がった西独国内の反核感情と平和運動に強い支持を与えたことであり、これは米国と西欧との「デカップリング」(引き離し)を図るソ連の意図と軌を一するものであった。それ故、この段階では多くの人々が東独の「平和攻勢」をソ連外交の道具であると考えていた。第二の問題は、西独における八二年一〇月のシュミット政権の退陣と翌年三月の総選挙での保守派の勝利であって、これは東独にとっては手痛い政治的な打撃であるとともに、西独の平和運動に対して彼らの側で過大評価があったことを示している。しかし、西独での保守政権の登場でより重要な点は、東西ドイツの政府がそれ以降も両国の関係維持に積極的な姿勢をもち続けたことであつた。一時打撃を受けたホーネッカーは予定していた戦後初の西独訪問の計画を解消したが、その後の日本紙とのインタビューでは改めて訪問への意志があることをアピールした。また西独のコール首相も党内で彼をバックアップする「改良派」が台頭したこともあって、それまで留保していた「東方政策」を基本的には踏襲することになった。保守党によるこの「東方政策」の踏襲は、基本条約に基づく従来の両ドイツ関係が(一部の法的な側面を除いて)西独の全政党によって最終的に確認されたことを意味している。

東独外交の独自化への志向がより明確に示されたのは、八三年に相次いで起こった、(1) I N F の西独配備をめぐる問題と、(2) 当時の東独の経済危機を背景にした西独からの大型融資をめぐる問題においてであった。しかしそこでは東独外交の固有の限界もまた露わになるのである。以下でそれらの問題を述べよう。

八〇年代の東西欧州の緊張の最大の焦点であつた I N F の配備は八三年一月に西独連邦議会で決定され、それと

ともにジュネーブでの米ソのINF交渉はソ連側代表の引き上げによって決裂した。ホーネッカーがこの配備決定に最初に反応を示したのは、決定直後に開かれたSED第七回中央委総会での演説であるが、彼はここでモスクワからの非難には同調したものの、西独との関係を維持して緊張緩和へのダメージを限定することを希望する旨の表明を行った(1)の“Schadenbegrenzung”の政策はその後もしばしば言及された。そして、東側INFの東独への配備には「何ら喜びを引き起こさない」と明言し、「一度びの(ミサイル)発射よりも十度の交渉を」と述べたのである。⁽⁴⁾これは従来の立場からすると東側外交からの相当の逸脱であって、当時の東独外交官だったカイザーによれば、モスクワとの対立を含む「きわめて大胆で時代に即した決断」であった。⁽⁵⁾この背景には、すぐ後に述べる西独との経済的な結び付きの他に、米政府の高官から発せられていた欧州限定核戦争論が東西を問わず欧州に与えた危機感が存在しており、特に東独が八〇年の末からしばしば用いてきた標語——「ドイツの地から再び戦争を起こすな」は、ある種の現実性を帯びるようになっていた。またこの時期は、ソ連内ではアンドロポフからチェルネンコへの権力交代の時期にあたり、東欧の諸国には、この権力衰退に際しての「信頼危機」を利用したソ連からの一定の離反傾向が見受けられた。そのような状況の中で、東独指導部もまたハンガリーやルーマニアとの外交上の提携を模索しながら、ソ連との微妙な対抗関係をもち続けたのである。当時はソ連と東独の指導者の公式の接触は減少しており、また八四年の初頭には両者の主張を代弁する形でチェコとハンガリーが機関紙上で論争を行っている。

他方、この時期の東独は、ソ連との関係とはちようと裏腹に西独への経済的な接近を一層深めた。その背後には当時進行していた東独の深刻な経済危機が存在しており、八二年にはポーランドへの経済制裁と関連する西側銀行の融資停止によって同国の外貨事情は急激に悪化した。この危機の際は東独は翌年の「出血輸出」で辛うじてこれを切り抜けたが、以降も対西側債務の問題は次節でみる通り一貫して同国の経済の最大の問題点になっていた。西独の右派

の大物政治家であるシュトラウスがイニシアティブをとり、八四年六月に唐突に発表された、西独銀行団による政府保証の一〇億マルクに及ぶ対東独融資協定は、この東独の外貨事情を救済するものであって、翌年の七月にも連邦銀行による第二次の融資協定(九・五億マルク)が同意された。当時この交渉を実質的に担当した東独貿易省次官のシャルクは(この人物については第三節参照)、東ドイツは同時期西側のクレジット取得かあるいはそれを拒否してソ連への従属を深めるかの岐路にたたされていたが、あえて前者の道を選択した、としている。⁽⁶⁾筆者の見解では、先の東独の「平和外交」を生んだ最大の要因は、この両ドイツの経済的な協力関係の進展であって、東独にとってはこの関係を維持し安定させることが体制存続上の至上命題になっていたのである。なお、東独政府は上記の措置への譲歩として八四年には自国民の出国条件を緩和させたが、しかし許可の枠を広げると希望者が殺到し、また合法的な出国が困難な者は各国大使館に亡命申請を行うという事件が相次いだ。首相シュトフの姪のI・ベルグがチェコ大使館に駆け込んで亡命を申し出、後に許可された事件は出国問題が東独の体制に与える「痛覚」の象徴的な事例になっている。

ところで、東ドイツの外交が八〇年代に入ってより自立的な路線をとったことについては、七〇年代とは異なる国際社会観の理論上の転換が伴っていた。そこでこの点について簡単にふれておこう。そもそも東独では異なる体制との「平和共存」論は七四年の改正憲法で明記されていたが(第六条三項)、七〇年代には東独外交の理論的な根拠はなお伝統的な階級史観の影響が強く、そこでは例えば「正義の戦争」と「不正義の戦争」が峻別されていた。けれども、このような見解は八〇年代になると姿を潜め、安全保障問題と両体制の共存との関係が見直されて、二つの体制の「共通の安全保障」という概念が重要な地位を占めるようになった。八三年にはホーネッカーが「平和を望む総ての政治的、社会的諸勢力が階級的な障壁と隔離をこえて協働する必要」を訴え、この協働関係を「理性と現実主義の連合」と名付けた。この思考は、一方では欧州の中立国や小国との交流を生むとともに、他方では西独のSPDや各国の社

会民主主義政党のみならず、「第四の潮流」とされる新しい社会運動への接近をもたらした。そして八〇年代の中期になると、上記の考えは新版の「平和共存」の構想へと具体化され、これは、SEDの代表的なイデオログの一人であるラインホルト（社会科学アカデミー総裁）によれば、「人類の生き残り」と「体制の共存」という視点から核兵器の不使用と紛争解決の手段としての戦争の廃絶を提示したものであった。さらに国際政治経済研究所長のシュミット（後の最後の駐日大使）らは、「安全保障の組織化のためには他のサイドの利害を承認するだけでなく、自身の施策を通して他のサイドの要求を編入していくことが重要である」という提言を行っており、そこには後のゴルバチョフらの新外交政策と共通する思考様式が見受けられる。但しこれらの主張は東独の地位を反映して劇的な軍縮提案などを伴ったものではなく、東独外交の教導概念という以上の域をでるものではなかった。しかし、ゴルバチョフの「新思考」外交が具体化していくと、東独とソ連の外交姿勢には国際的な安全保障、軍縮・軍備管理の面で多くの一致点を持ち、特に西側への接近政策ではソ連がINF問題と関連して対話を閉ざしている間は東独の外交はソ連に先んじる面をもっていたのである。

この平和論をもとに外交活動の枠組みを拡げたホーネッカーが八〇年代に打ち出した戦略の一つとして、ヨーロッパの中立諸国とNATO内の小国への接近政策があった。その対象となった国々はオーストリア、スウェーデン、フィンランド、ギリシャ及びベルギーであるが、東独政府は特に北欧諸国に対してはスウェーデンのパルメ首相の非核ゾーン論と関連させて、「理性の連合」政策を具体化させる姿勢を示した。これらの国々との交流は東独にとって比較的容易であった上に、中立ないし軍事小国との接触を深めることは、国際舞台での「壁の共和国」から「平和国家」へのイメージの転換を図る上で重要な意味合いをもつと考えられたのである。以上の八〇年代前半に東独が展開した「平和外交」戦略は、後のゴルバチョフ時代の東独とソ連との関係を比較してみてもいく上で銘記しておくべき点である。

上述のように独自の姿勢をみせ始めた東独の外交がその限界を明かにしたのは、八四年九月に予定されたホーネッカーの西独訪問がソ連の圧力によって中止に追い込まれた事件であった。同国がこの時期に志向した「自主外交」が、ゴルバチョフ時代の中期からのように「民族自決」の原則に基づいて推進されることは無論ありえなかったのである。右の訪問計画は前回の予定の場合とは異なって入念に準備され、そのことは、東独側が挙げた計画中止の理由の一つに、東独元首への外交儀典上の取扱いをめぐる不満(例えば首脳会談の場をボンの郊外にすることが予定された)があったことにも示されている。ソ連が西独の「報復主義」を非難することによって実質的なホーネッカー批判のキャンペーンを始めたのは計画発表の半年後からであるが、当時はINFの配備後に東西間の軍備管理交渉が途絶し、東側諸国によるロスアンゼルス・オリンピックへのボイコットが行われて「第二次冷戦」の対立が頂点に達したときであった。ソ連の批判の背景には、コール政権の成立後からソ連政府がとってきた西独孤立化の政策があり、さらにこれを促した要因としては、チェルネンコ下の保守派指導部の間で両ドイツ接近への脅威感が表面化したこと、及びソ連に抵抗する側が東独、ハンガリー、ルーマニアという大戦時の旧敵国であった点がこの心理を増幅させたこと、を挙げることができよう。六月のコメコン・サミットでは、チェルネンコとホーネッカーとの間で激論が交わされ、この時には当時政治局員であったゴルバチョフも東独に厳しい態度を示している⁽⁹⁾。このソ連からの攻撃は、チェコからの同種の批判を含めて同年の八月まで続き(これに対してはハンガリーが反論し、それを東独の機関紙が再録した)、結局西独の対応にも不満をもったホーネッカーがソ連に屈服した形となり、この月の末に西独への訪問計画は正式に断念されたのである。これは八〇年代前半に進められたホーネッカー外交の大きな挫折であって、東ドイツに対するブロック政策上の制約が両国の関係に改めて刻印されたのであった。その後ホーネッカーはいわば迂回作戦をとり、西独との旧来の交流を続けながらも外交的には他の西欧諸国とも接触を深める方向を採用していくことになる。

さて、上にみてきたようにこの時点までの東独のソ連からの「自立化」傾向は、無論これを過大評価することはできない。確かに東ドイツは八〇年代に国際社会でその地位を向上させて「欧州のミニ・デタント」にも一役買い、同時にとりわけ経済上の利害から西独との結び付きを強めたが、ソ連があからさまにそれへの不支持を表明すると対決のリスクを冒すことはできなかつたのである。しかし、八五年の春になるとようやく米ソ間の緊張にも緩和の兆しが現れはじめ、これは東独の外交にも新たな可能性を与えるかのようにみえた。逆説的にも東独とソ連との真の疎隔化が進むのは、ソ連がゴルバチョフの下で全く新しい緊張緩和の政策を展開し始めた時からであり、それは同時に東ドイツの支配の正統性と安全保障の政策をブロックの内部から揺るがすことになるのである。

(D) 八〇年代後半―東への「自閉」

一九八五年三月にゴルバチョフが書記長に就任してソ連共産党のトップに躍り出た時に、SEDの指導部の間ではこの新指導者の名前はあまり知られていなかった。コメコン・サミットでゴルバチョフと会っていた筈のホーネッカーは、チエルネンコ時代に農業書記としての彼と出会い、両ドイツ関係を含む重要な問題を議論した、という陳述を行っている。⁽¹⁰⁾ またシャボフスキーによると、政治局では彼については「漠たるイメージ」しかなく、専門分野が共通していた農業書記のフェルフェが多少知っていた程度であったという。⁽¹¹⁾ 要するに、ホーネッカーを除くとゴルバチョフは東独の指導者の中では熟知された存在ではなかった。そして、SEDの指導部は当初は「ゴルバチョフの外交イニシアティブを歓迎した」⁽¹²⁾（ホーネッカー）が、しかしこの新書記長の改革構想は彼らが考えていたよりもはるかに広汎なものであって、次第にそれは東独の外交だけでなく体制のあり方そのものまでを深刻に問いかけてゆくのである。八〇年代の東独外交の最終局面を扱う以下の項では、最初に、この時期にも引き続いて進展した両ドイツ関係の幾つかの局面をみた後に、次いで東独とソ連との外交的な亀裂が深化していく過程を点検する。その過程では、先の東独

の「平和外交」のイデオロギーが破綻していくとともに、また同国は東側の改革派諸国からも「自閉」する道をたどることになるのである。

先ず、八〇年代後半の両ドイツ関係の発展を、次項でみる経済問題を除いて、ここでは(1)東独市民の西独への旅行・出国の問題と、従来わが国ではあまり知られていない別の二つの問題、即ち(2)両国の姉妹都市提携をめぐる問題と、(3)SEDと西独SPDの軍縮ゾーン構想をめぐる問題を例として、簡単な検討を加えることにしよう。なお予め指摘しておく、両ドイツ関係の進行の背後で、東独の国内では当局の厳しい政治的、イデオロギー的な締め付けの政策は依然として保持されており、それについて一点だけ述べておくと、国内の反対派への対抗措置が特に強化されたのは八七年の末からであった。

東独市民の西独、西ベルリンへの旅行問題で大きな改善がもたらされたのは、八五年三月のチエルネンコ葬儀の際の両ドイツ首脳の合意に基づいて、翌年二月に年金取得者以外の人々の旅行制限が緩和され、当局の審査がそれまでよりもはるかに緩やかになってからである。その結果、年金者以外の者の西独旅行が若い世代を中心に急増し、東独側の発表でその数は八六年の五七・三万から翌年、翌々年にはそれぞれ一二〇万、一三〇万に達したのである(八五年は六・六万¹³)。ただし旅行許可の交付は、緩和されたとはいえなお、「親族の緊急事」の要件を必要とし、また当局の恣意にも委ねられていたので不満が強く残り、またそれとは別に、旅行者からの情報が特に若い層の対西側認識の変化に大きな影響を与えたことをみておかなければならない。なお、東独からの永久出国を意味する出国(Ausreise)の申請者の数は八八年の末から急増しているが、その背後にはこの時期に急速に高まった体制への幻滅感が存在しており、この問題については別の章で扱うことにしたい。

次に、八〇年代の両ドイツ間の交流の一つのあり方として、比較的地味だが着実な浸透力をもっていたものとして、

双方の都市間パートナーシップの問題を説明しよう。⁽¹⁴⁾東西ドイツの都市または自治体の間の交流構想は七〇年代から西独の側で暖められていたが、八五年末に西独ザールラント州首相のラフォンテーヌがホーネッカーとの会談の際にこれを提言したことから、具体的な問題として急速に浮上することになった。東独側の態度が軟化したのは八六年の春からで、さらにこの都市交流が一挙に増えたのはホーネッカーの西独訪問後のことであつた。因みに八八年末の段階で協定が結ばれていたのは、第4表で示された各都市の間であつて、ここでは東ベルリンを除く東独の一四の県都もすべて網羅されている。この交流の動機には、東独側の事情では不公平な旅行機会への不満に対する、いわば「ガス抜き」の政策としての役割があつたが、交流内容では文化交流が多く、その内容は音楽、映画や民俗研究から都市計画などまで多彩であつた。また、双方の代表訪問者や旅行グループにはそれなりの自由やイニシアティブが認められていたようである。総じてみると、この姉妹都市交流は当初の予想よりも広い拡がりをもつようになり、それ故、この提携関係の推進は西独では両ドイツ政策の重要な一環とされ、あまり目立たない形ではあつたが東独の「遮断化」政策に穴をあける一つの要因になつたのである。

最後に、SEDと西独SPDとの間で進められた非武装ゾーン構想を中心とする政党間コンタクトの問題についてふれておこう。この構想は、SEDにとっては既出の「理性と現実主義の連合」政策と深く関わるものであるが、他方、西独SPDの中でその推進役になつたのは、七〇年代の「東方政策」の立て役者だつたバールであつて、彼がSEDへの接近を模索したのは東独の変革に対する諦念があり、両ドイツ間の軍縮構想の樹立を優先したからだといわれている。構想の直接のきっかけになつたのは、東独が当時着目していたパルメ委員会⁽¹⁵⁾の非武装地帯構想で、八五年六月には両党の間でヨーロッパの化学兵器全廃に向けた構想の枠組合意が、翌年一〇月には中欧の非核回廊建設に関する共同コミュニケと原則が承認された⁽¹⁵⁾。ただこれらは、形式上はあくまでも政党間の合意であつていわば象徴的な

第4表 東西ドイツの姉妹都市提携 (1988年12月段階)

西独	東独				
1.ザールルワー	アイゼンヒュッ テンジュタット	86. 4.25	28.ディリンゲン	ホイヤーズ ヴェルダ	88. 4.19
2.ヴッパータル	シュヴェリン	86.11.14	29.シュヴェ ビッシュ・ハル	ノイシュト レリッツ	88. 4.19
3.ノインキル ヒェン	リュッベン	86.11.26	30.ハイルブ ローン	フランクフル ト/オーデル	88. 4.20
4.エアランゲン	イエナ	87. 2.28	31.カイザーズ ラウテルン	ブランデン ブルグ	
5.ザールブ リュッケン	コトブス	87. 3.18	32.エッペル ボルン	フィンスター ヴァルデ	88. 5.13
6.トリアー	ヴァイマル	87. 5.24	33.クルムバハ	ザールフェルト	88. 5.18
7.フェルバハ	マイセン	87. 5.28	34.ヴェルツブルク	ズール	88. 6.10
8.カールスルーエ	ハレ	87. 5.29	35.St.インク ベルト	ラーデボイル	
9.ブレーメン	ロストック	87. 7.23	36.クローン ベルグ	バレン シュテット	88. 6.28
10.ホーフ	プラウエン	87. 8. 4	37.マンハイム	リーザ	88. 6.29
11.キール	シュトラル ズンド	87. 8.29	38.ザルツ ギッター	ゴータ	88. 7. 8
12.ハノーファー	ライプチヒ	87. 9.14	39.ニュルン ベルク	ゲーラ	88. 7.22
13.フレンス ブルク	ノイブラン テンブルク	87.10.26	40.ドルトムント	ツヴィカウ	88. 8. 5
14.リュベック	ヴィズマル	87.10.28	41.レムゴ	シュテンダル	88. 8.31
15.ハンブルク	ドレスデン	87.10.30	42.ジンデル フィンゲン	トルガウ	88. 9.13
16.ボン	ポツダム	87.11. 1	43.ベルリン(シ ュパンダウ)	ナウエン	
17.マインツ	エルフルト	87.11.22	44.ベルリン(ツェ ーレンドルフ)	ケーニヒス ヴスター ハウゼン	
18.オスナブ リュック	グライフス ヴァルト	87.12. 3	45.ノルドホルン	ライヒェン バッハ	88.11. 5
19.ブラウン シュウアイク	マグデブルク		46.ポットロブ	メルゼブルク	88.11. 7
20.オッフエン ブルク	アルテンブルク	87.12.12	47.ノイヴィード	ギュストロフ	88.11.16
21.マールブルグ	アイゼナハ	88. 2.11			
22.ルードヴィヒス ハーフェン	デッサウ	88. 2.12	<準備中>		
23.ゲッティン ゲン	ヴィッテン ベルク	88. 3.16	1.レクリング ハウゼン	シュマル カルデン	
24.ノイ・ウルム	マイニングン	88. 3.25	2.カッセル	アルンシュタ ット	
25.ベプリンゲン	ゼンマダー	88. 3.27	3.ノイシュタット	ヴェルニ ゲローデ	
26.アーヘン	ナウムブルグ	88. 4. 8	4.フズム	ハイリゲン シュタット	
27.デュッセル ドルフ	カール・マルク ス・シュタット	88. 4.13			

意味合いしかもたず、またSEDからすれば西独の政権党のCDU/CSUに対する牽制の政策という側面もあった。八七年の九月には、SPD内に設置された「基本価値委員会」とSEDの社会科学アカデミーが合同で「イデオロギーの対立と共通の安全保障」と題する文書を発表した⁽¹⁶⁾が、そこでは国内改革の必要を示唆する内容が含まれていたために東独内では論議を呼び、そのためこの文書は後にSED指導部からの批判を受けている。なお、以上のような西独SPDのSEDへの独自の接近政策は、「革命」後のドイツ統一問題に関する同党の漸進主義的なアプローチとも通じ合っていることに留意する必要があるだろう。

これらの双方の接近政策を経て、八七年九月に漸く実現したホーネッカーの西独訪問は、当時は、八〇年代の東独外交の最大の成果であるとともに、ホーネッカー自身の政治生活の頂点をなすものであるともいわれた。この訪問が実現した理由としては、一般的には、INF交渉の進展にみられる東西間の緊張緩和の趨勢が本格化してきたことがあり、また同年三月のゴルバチョフのユーゴ訪問の際に「民族自決権の尊重」が謳われたことも、訪問を容易にする環境が生まれたことを意味していた。より特殊には、ソ連指導部が、八六年七月のゲンシャーの訪ソと翌年一月の西独連邦選挙での保守側の勝利後に、旧来の対西孤立政策を捨てて対話の政策を復活させ、モスクワによる訪問抑止の要因が薄らいだことが挙げられる。そして、この時期に既にペレストロイカ路線から距離をとり始めていたホーネッカーの西独行をソ連が容認したのは、自国の対西独接近政策の文脈の中で、この訪問がその「露払い」の役割を果たすことを期待したからだったとみることができよう。

この東独元首の初の西独訪問は大統領の招待にはよらない「実務訪問」であると考えられたが、ホーネッカーが空港と官邸で他の国家元首とほぼ等しい外交儀典上の歓迎を受けたことは重要な意味合いをもっている。即ちこれは西独が従来の立場を形式上は維持したものの、実質的には東独を独立した同等のドイツ国家として承認したことを示してお

り、他の諸国もこの訪問を西独によるドイツ分割の最終的な承認として受け取ったのであった。西独保守派の大立物であるシュトラウスが「東独の本質を変えることはできない」と述べたのもこの時である。両国首脳の一連の会談を経て、「欧州の平和共存に特別の努力を払わなければならない」とする共同のコミュニケが発表され、また各種の協定とともにさらに経済協力に重点をおく合同経済委員会の設置が合意されて、この訪問は実利上の利を得たホーネッカー外交の成果であることが諸外国によっても指摘された。ただし再統一問題に関しては、コールが「われわれはドイツ統一の意志を決して変えてはいない」と述べ、その場面は東独のテレビでも放映されたが、同じくコールが「ドイツ問題の解決は世界史の議題には上っていない」と述べたことは、この時期の統一問題の可能性が何処にあるのかを物語っている⁽¹⁷⁾。

ホーネッカーがその西独訪問によって東独国家の事実上の承認をとりつけたことは、東独が旧占領国である米、英、仏に外交的に接近する道が開かれたことを意味しており、それらの諸国との最終的な「戦後処理」を果たすことが、ホーネッカーの外交上の究極的な目標になる筈であった。事実、翌八九年一月にホーネッカーは首相ファビウスの招待を受けてフランスを二日間にわたって訪問し、ミッテランと二度の会見を行った。因みに、この会談でミッテランが時代錯誤的な壁の撤去を求めた時に、ホーネッカーは沈黙したままこの要求をやりすごしたという⁽¹⁸⁾。

以上のような東独外交の展開によって西側でのホーネッカーの評価は高まり、彼は対外面で順調に成果を上げているかのようにみえた。けれども、ホーネッカーの外交政策は、ゴルバチョフの改革が自国内での民主化へと進み、また外交面でも「欧州共通の家」を目指して、その点からドイツ政策の全体が見直されるようになる⁽¹⁹⁾と重大な危機にさらされるのである。

今から振り返ると、八六年四月のSED第一〇回党大会は、東独が対外、対内両面でもソ連に対する「先見性」を誇

りえたわずかな時であった。内政面ではホーネッカーは、生産の包括的な集中と深い革新への「転換」（東独では「ペレストロイカ」という言葉は用いられず、「Wende」という語が使われた）は東独では既に五年前から始まっていると演説した。この姿勢は遂に東独崩壊の日まで続けられることになるが、ゴルバチョフの前で語られたそれらの言葉は逆の意味で暗示的ではある。しかし、ゴルバチョフは大会前のフォーラムでは「政治、経済の加速化（ウスカレーニエ）が必要」なことを述べ、また外交についてもこの時点ではホーネッカーの西独訪問に再度異論を唱えた。⁽¹⁹⁾ これらの発言はともにホーネッカーの路線を批判する面を多分にもっていたために、シャボフスキーの証言によれば、この時から両者の間で確執が進んだとされている。⁽²⁰⁾ また先にふれたように、ホーネッカーはゴルバチョフ登場後のソ連外交の転換に対しては、これを東独が従来進めていた西側への接近政策に合致するものとして積極的に支持する立場を表し、それを自身の「理性の連合」政策の遅ればせの確認とみたのであった。

このような態度を保持する東独の指導部にとって、八七年一月のソ連共産党中央委総会で明確にされた国内改革の路線はまことに衝撃的であった（総会では「社会の民主化」が謳われた）。東独はこの会議でのゴルバチョフ報告を一日遅れて要約で（従って検閲を通して）紹介したにすぎず、また東独のディーツ出版社が総会の完全な編集テキストを提示したのは、ソ連のノーボスチ通信がその要約テキストを西ベルリンで送付してから一四日後のことであった。東独指導部の当初の公式見解では、ソ連の改革への模索の中で出されてきた諸問題―経済システムの基本的な改編、住宅政策の推進、犯罪やアル中など種々の社会問題への取り組みなど―は東独では既に解決済みかもしくは著しく改善が進められている問題だとされたのである。⁽²¹⁾

この態度が明確にされたのは、翌二月のSED郡第一書記会議で行われたホーネッカーの演説であって、SEDの近年の経済政策を総括したこの演説で、彼は七一年以来の（つまりは彼の登場以来の）東ドイツの「根本的な変化」に

ついで述べ、さらに「必要な経済メカニズムの変化は確固とした民主集中制の原則から出発する」として、現体制の揺るぎない擁護の姿勢を打ち出したのである。⁽²²⁾そして、この会議は、政治局員や他の最高指導者も参加した重要な会議だったので、ホーネッカーの態度表明は、党の指導層だけでなく東独国民にも向けられた明確なシグナルだと受け取られたのであった。しかしながら、ソ連の改革が経済や社会問題の枠をこえてさらに政治の領域に進み、グラスノスチの進展や政治社会の多元制の容認にまで及んだ時、これは東独権力の構造とその正統性を文字通り問うものになってしまうのである。

ところで上にみたような構造的な問題に加えて、ソ連と他の東欧の指導層にはリーダーシップのあり方の面で大きな違いが存在していた。一般にゴルバチョフと他の東欧指導者との間には一世代ほどの年齢的な差があり、スターリン批判の時代に党生活を開始したゴルバチョフらとは異なり、特に保守的と目された東独やチェコなどの指導者には統治の様式への極端なこだわりと自国体制の弱味をみせない習癖とがいわば体質として存在していた。自国の歴史と他国との関係を含めた大胆な見直しを図るソ連指導者の新しい統治スタイルは彼らの目には全く馴染まないものであり、さらにホーネッカー個人に対してはゴルバチョフはヤルゼルスキーやカダールに対するほど相互の了解をもっていなかったといわれる。⁽²³⁾

既述のようにソ連は八六年の中期から西独との関係を改善し始めたが、全欧州の関係を含めたドイツ政策の見直しを開始したのは、翌年一月にゴルバチョフが側近の著名な理論家であるフアーリン(七一―七八年の駐西独大使)、ポルテュガロフ、アルバトフらに対し、ドイツ政策についての研究を委託した時の前後からであろう。これを受けて、五月にはポルテュガロフが両ドイツの欧州建設への参加に関する論文を書いて、C S C Eプロセスの中での「欧州共通の家」の構築に向けた構想を発表し、また九月にはフアーリンが外国軍隊の駐留しない二つのドイツのあり方を提唱

した⁽²⁴⁾。これらが同年七月の西独大統領ヴァイツェッカーの訪ソに合わせたソ連側からのシグナルであったことは明かである。さらに、ゴルバチョフの全欧州政策のイデオロギー上の「先兵」役を勤めたダシチェフが八八年五月に有名な論文「東と西」を書いて、「壁は現在の政治的風景にそぐわない」として、「壁」の存在にまで踏み込んだ発言を行った⁽²⁵⁾。ゴルバチョフが委託した対ドイツ政策に関する研究の集大成は、おそらく「シュピーゲル」誌(九〇年二月五日号)に掲載された社会主義世界体制経済研究所の論文(ダシチェフの執筆とされる)⁽²⁶⁾であるが、モスクワの以降の対東独政策にも大きな影響を与えたといわれるこの文書では、既に東ドイツの「国家独占的官僚社会主義」がその暴力的支柱とイデオロギー上の硬直性ととも断罪され、現在の形でのドイツの分裂を克服しなければ欧州の共通の家を作ることはできないとして、両ドイツの「国家連合」の成立をも示唆する見解が述べられたのである。ただ、ドイツ問題をめぐるソ連指導部の対応については、この問題を国際政治のテーマとすることに彼らの多く間で当初は強い憤激が、⁽²⁷⁾後には強いためらいがあったという見方もあり、その点は今後改めて精緻に検討されなければならないだろう。

八八年に至って顕在化してきたソ連と東ドイツとの抗争は、根本的にはゴルバチョフのヨーロッパ構想と東西ドイツの分断の現実という矛盾の中から生まれたものであり、東独の体制への批判はそこから由来するものであってその逆ではない。ホーネッカー自身は八七年九月にフィンランド人ジャーナリストとのインタヴューで、「壁」の存続を「百年単位の問題」であると述べて、改めて「壁」の存在が東独の体制にとって死活のものであることを強調した。この対立の中で東独側が期待をかけたソ連の指導者は保守派の領袖リガチョフであって、八七年の秋から翌年の春にかけてリガチョフによるペレストロイカへの巻き返しが図られ、それが失敗に終るまでは(「ペレストロイカ第二の息吹き」、ホーネッカーらはゴルバチョフの失脚を計算に入れていたといわれる⁽²⁸⁾)。東ドイツの指導者が最終的にソ連の改革と明確な距離をとって「鉄線を張りめぐらし」(W・ジュス⁽²⁹⁾)、国内の路線でも独自の道を歩むことを決意したのは、ソ連共

産党が六月の第一九回党協議会と九月の党中央委員会で一連の政治改革を断行し、指導部からグロムイコら多数の保守派を排除して改革派の優位が明確になった時からであった。その際、東独側はソ連の新路線を逆手にとって、各社会主義国の主権尊重、国民の特性への配慮を、独自の立場を打ち出すための根拠にしたのである。

八八年六月に開催されたSED第六回中央委総会は、従来の政策の「継続性」と「安定」を強調し、東独政府の内政面での改革政策の不在を明らかにしたが、さらに東ドイツの路線の原則を改めて内外に表明したのは、SEDの党イデオログであるハーガーの一〇月のルードヴィヒフェルデでの演説であった。即ち彼は全国教育評議会のセミナーの席上で、(1)SEDとソ連党との間には基本問題で一致があり、SEDはソ連の改革を支持するが、その改革はソ連の条件に適合するもので他国には移譲することができない(すべての国に妥当する改革概念は存在しない)、(2)他の社会主義国とは異なり東独は必要な改革を行ってきており、将来もたえざる変革と変化のプロセスの中にある、(3)七一年の党八回大会以来の「経済・社会政策の一体化」は正しいことを実証してきた、という諸点を強調し、また階級闘争の存在とブルジョワ・イデオロギーに対する非和解性を指摘して、SEDが古い思考様式に回帰しつつあることを示したのである。⁽³⁰⁾ゴルバチョフ改革に背を向けた彼らの姿勢の背後には、ソ連に対する東独経済の優位さへの確信があり、そこには、長い間体制のモデルであったソ連への幻滅と優越の意識がないまぜになっていたように見受けられる。

東ドイツとソ連との関係は八九年に入ると危機的な状況を迎え、既出のカイザーによれば、「遅くも夏までには同盟関係は完全に崩壊」した。⁽³¹⁾この時までには、東西間の緊張の劇的な緩和によって東独の軍事上の重要性は失われ、また東独における民主化の決定的な遅れはゴルバチョフの「欧州共通の家」構想の障害になり、他方ペレストロイカへの財政援助を含めて、ソ連にとって西ドイツの戦略的な地位は飛躍的に上昇したのである。そのことを端的に示したのがゴルバチョフの五月の西独訪問で、特に会談後の共同宣言で「民族の自決権」が謳われ、両国が欧州分断の克服を

目指す点で合意したことは東独の指導部に大きな打撃を与えた。彼らの内部では「ゴルバチョフは共産主義者か」という言葉がささやかれ、「無原則のオポチュニスト」、「モスクワのドプチェク」と論難する声が続いたという。この対立はウィーンでのC S C E継続会議でも明確になり、八九年初頭の最終文書採択の際は東独はルーマニアとともにこれに抵抗したが、カイザーに従えば、ホーネッカーは外交的孤立への恐れとゴルバチョフからの使節派遣を受け入れたことによって、結局この採択に応じたといわれる。両国の事実上の決裂は、八九年七月にブカレストで開かれたワルシャワ条約機構の最後の政治諮問会議の席上で現実のものとなり、この時の論争ではソ連、ハンガリー、ポーランド対東独、チェコ、ルーマニアという対抗ブロックが形成されたが、この組合せは改革派のハンガリーと守旧派のチエコの位地が八〇年代半ばに東独が自立的な路線を進めた時とはちょうど入れ替ったことを示している⁽³²⁾。

以上のように、東ドイツとソ連との関係は八九年の半ばにはきわめて深刻な局面を迎えたが、しかし両国の表面的な友好関係の維持は無論この間も誇示されていた。例えば、八八年の九月にソ連共産党の招待でモスクワを訪問したホーネッカーは、ゴルバチョフとの共同の記者会見で両国の変わらない友好関係の保持を謳ったが、ここには東側ブロックの外交関係における建前と実態との極端な乖離が見受けられる。けれども、この矛盾に満ちた両国の関係は、翌年一〇月にゴルバチョフが東独を訪問し、そしてこの訪問が国内の改革を求める運動のうねりと遭遇すると、一挙にその対立を顕在化させるのである。

(1) 田西ドイツにおける東独外交についての代表的な研究書としては、H.-A. Jacobsen et al (Hrsg.), "Drei Jahrzehnte Außenpolitik der DDR"がある。本節の1, 2項では、その他に前記マックアダムス、マクレガー(第一章註1)、およびP. K. Borowsky,

- "Deutschland 1969-1982", Fackelträger Vlg., Hannover, 1987 ; J. Kuppe, 'Außenpolitik und internationale Beziehungen', 'Innerdeutsche Beziehungen' in: A. Fischer (Hrsg.), op. cit.; B. v. Rosenblatt, B.v. Plate, 'Außenpolitik und internationale Beziehungen', in: H. Rausch, Th. Stammen (Hrsg.), "DDR" を題に参照した。
- (2) 本項では註1に挙げた各書のほか、特に註をなすものとして E.G. Frey, "Division and Detente. The Germanies and their Alliance", Praeger, New York, Westport, London, 1987; F.S. Larrabee (ed.), "The two German States and European Security", MacMillan, Hampshire, London, 1989; E. Moreton (ed.), "Germany between East and West", Cambridge U. P., Cambridge, 1987; C. Clemens, "Reluctant Realist. The Christian Democrats and West German Ostpolitik", Duke University Press, Durham & London, 1989 を題に参照した。
- (3) Notiz W. Krolkowski vom 16. Dez. 1980, in: P. Przybylski, "Tatort Politbüro. Die Akte Honecker", Rowohlt, Hamburg, 1992, S. 342.
- (4) Neues Deutschland, 26./27. November 1983.
- (5) J. Kaiser, 'Zwischen angestrebte Eigenständigkeit und traditionellen Unterordnung. Zur Ambivalanz des Verhältnisses von sowjetischer und DDR-Außenpolitik in den achtzigen Jahren', in: DA, 5, 1991, SS. 478.
- (6) Die Welt, 4. April 1990.
- (7) ホンネッカーの「ソビエト連邦の改革」について Ch. Rix, 'Veränderungen der Rolle des Militärischen in den Ost-Ost Beziehungen. Die Perspektive der DDR', in: "Veränderungen in Gesellschaft und politischem System der DDR. Ursachen, Inhalte, Grenzen", Vlg. Wissenschaft und Politik, Köln, 1988, SS. 103-104.
- (8) ソビエト連邦の改革について E. Schulz, 'Werben um Westpolitik. Die neue Westpolitik der DDR', in: DA, 1, 1987, S. 4ff.
- (9) J. Kaiser, op. cit., S. 486.
- (10) R. Andert, W. Herzberg, "Der Sturz. Erich Honecker im Kreuzverhör" (邦訳「転落の告白」佐々木秀訳)、Aufbau Vlg., Berlin & Weimar, 1990, S. 60.
- (11) G. Schabowski, "Das Politbüro", S. 33.
- (12) R. Andert, W. Herzberg, op. cit., S. 60.

- (31) U.-E. Böttger, 'Stichwort: Reise und Ausreise', in: DA, 1, 1989, S. 25; W. Süß, 'Perestroika oder Ausreise. Abwehrpolitik der SED und gesellschaftliche Frustration', in: DA, 3, 1989, S. 296. なお、雑誌記事を数件挙げておきたい。
- (14) 以下は J. Hoesch, 'Drei Jahre kommunale Partnerschaften mit der DDR', in: DA, 1, 1989, S. 37ff.
- (15) 以下の文書は、それぞれ DA, 9, 1985, S. 1010ff.; DA, 2, 1987, S. 211ff. に収録されている。
- (16) 以下の文書は、DA, 1, 1988, S. 86ff. に収録。
- (17) コーネル演説の要約は、例として FAZ, 11, September, 1987.
- (18) J. L. Kuppe, 'Staatsbesuch in Frankreich' in: DA, 2, 1988.
- (19) G. Schabowski, 'Der Absturz', Rowohlt, Berlin, 1991, SS. 213-214.
- (20) Ders., "Politbüro", SS. 35-36.
- (21) 以下は G. W. Spittmann, 'Die SED und Gorbatschow', in: DA, 3, 1987, SS. 226-228.
- (22) 以下の演説全文は、Neues Deutschland, 7/8, Februar, 1987.
- (23) Vgl., E. Schulz, 'Neue Nuance in der sowjetischen Deutschlandpolitik', in: DA, 10, 1986, S. 1065.
- (24) 以下は F. Oldenburg, "'Neues Denken" in der sowjetischen Deutschlandpolitik?', in: DA, 11, 1987, S. 1154ff.
- (25) Vgl., J.L.Kuppe, 'Alte Bastionen noch einmal befestigt. Zum 6. Plenum des ZK der SED' in: DA, 8, 1988, S. 862.
- (26) Der Spiegel, 6, 1990, SS. 142-158.
- (27) G. Werrig, 'Die Rolle der UdSSR bei der Vereinigung Deutschlands' in: K.Löw (Hrsg.), "Ursachen und Verlauf der deutschen Revolution 1989", Duncker & Humblot, Berlin, 1991, S. 52 (参考文献に収録)。
- (28) 以下の要約は W. Süß, 'Perestroika oder Ausreise', SS. 287-295.
- (29) W. Süß, op. cit., S. 295.
- (30) I. Spittmann, 'Weichenstellung für die neunziger Jahre' in: DA, 12, 1988, SS. 1250-1251.
- (31) J. Kaiser, op. cit., S. 495.
- (32) 以下は Ibid., SS. 489-494.

第二節 経 済

東ドイツの経済は「カルタの家のように崩壊した」。これは、自身も東独の計画経済の運営に関わっていたクツシュラから応用経済研究所の人々が東独経済の解体を表現した言葉である。⁽¹⁾ また、他ならぬ東独経済の文字通りの最高指導者であったミッターは、「崩壊」後の自己弁護の多い自著の最後の部分で、「統一の過程で以前のDDR経済が連邦共和国の市場経済システムに統合されなければ、見通しのつかない社会的結果を伴った破局が訪れていたであろう」と自己破産の確認を行っている。⁽²⁾ かつては一人当たりの国内総生産額がイギリスと匹敵すると喧伝されてきた東独経済は、こんにちではその業績がEC内のスペインやアイルランドの下位に位地する規模であったことが確認されるようになった。東ドイツの経済が相対的に最も良好な業績をあげたのは七〇年代の前半期であったが、この上昇の傾向は早くも七七／七八年に主として通商、財政上の理由から頓座し、東独の経済は八〇年代にはほぼ恒常的な危機に陥っていたのである。それらの経済的な困難が、この間進行していた東ドイツの政治危機の主要な決定要因の一つであったことは明らかである。

本節の目的は、八〇年代を中心とした東ドイツ経済の具体的な諸局面とその問題点を点検することである。ところで、先にふれた過去と現在における東独経済の評価の極端な落差は、これまで東独の当局が行ってきた(社会主義国に通有する)経済統計の独自の方式とその意図的な操作、および体制崩壊後のそれらの数字の見直しに由来している。東独経済の実像の把握は現在も進行中であり、この経済の発展を正確に再構成することは将来も不可能なのではないか、とする議論さえある。⁽³⁾ それ故、以下の記述はなお時期尚早のものであるが、ここでは主として、東独経済の展開を一貫して追ってきたドイツ経済研究所(DIW)の一連の報告と、かつて東独経済の指導に携わってきた人々により体制

崩壊後に出版された幾つかの著書に依拠しながら、末期に至る東独経済の実態の一端を素描することにした。東独側の著作について付言すると、それらに共通しているのは東独経済に対する当事者自身の批判と論難であって、その点でこの経済が「革命」前に既に空洞化していたことが示されている。なお、東ドイツの通商と治安の双方の政策に隠然たる大きな影響力をもっていたシャルクの下「商業調整部」の問題については、次節の内政を扱う部分で取り上げることにする。

(A) 通 観

最初に、東西ドイツの一九五〇—八九年までの経済発展の比較を、体制崩壊後に東独統計の大きな修正を通して行った経済社会研究所(ボン)のメルケルとヴァールの研究をごく簡単に紹介しよう。⁽⁴⁾このうちメルケルは、かつては東独の建設産業研究所の所長を勤めていた女性研究者である。周知のように東ドイツの統計では、しばしば用いられてきた社会的総生産(Gesellschaftliche Sozialprodukt)という計画経済上の概念は、種々のサービス部門を所得の再配分を行う部門として位置付け、同部門は生産と生産の配分を扱うとされる社会的総生産の概念からは除外されていた(物質的生产のみが「価値創造的」とされた)。また東独の統計は無論東独マルクで表示され、さらに価格は中央で決定されていたこと、自由業や家族従業者の生産活動が過小評価されていたこと、などから東西ドイツの経済統計を直接比較することはきわめて困難であった。因みに付言しておく、東ドイツの公式統計では、八九年までに同国の生産国民所得は五〇年の九倍規模に拡大し、東独経済は年平均四%の成長をとげていた。

メルケルとヴァールが行ったのは、西独経済との比較を可能にするために、体制崩壊後に提示された東独統計局の新しい数値と独自の計算に基づいて、東独の国民経済計算の方式を国連(SNA)方式に修正したことである。具体的には、(1)従来の統計では不明確であった公的、私的な各サービス部門の生産額を算出して、生産部門と非生産部門の

合計としての総生産額を新たに計上し、次いで(2)中間財消費と減価償却費の合計について、東独統計局が新たに発表した八〇—八九年の数字に基づいてそれ以前の時期の推定値を計算して、国内総生産の推移を改めて提示し、さらに(3)独自の換算係数を用いてこれを西独マルクに表示し、それによって東西ドイツの五〇—八九年までの国内総生産を算出、比較したもので、その結果を示したが第1表である(第1表Aは総生産額、第1表Bは一人当り生産額)。それらの数字には、例えば(1)の生産部門の数値が従来の東独統計をそのまま使用しているように問題点があつて、なお暫定的なものであるが、一応一つの興味ある「仮説」としてこれをみていくことにしよう。

これらの表から、以下のような諸点を指摘することができるであろう。先ずメルケルらの計算によれば、国内総生産額の推移で示される東ドイツの経済規模は、五〇—八九年の期間に結局のところ二・五倍拡大したにすぎず(西ドイツは五・五倍)、八九年の比較では西独は東独の一・五倍の経済規模をもっていた。これを一人当たりの生産額でみると、東独は過去四〇年間に二・七倍の成長をみ、これに対し西独は四・一倍の伸びを示した。八九年時点でのその額一・一八万マルク(ドル表示で六三〇〇ドルほど)は、西独のその三分の一規模で、これは既述のようにスペインやアイルランドの下位に位地する額であつた。次に、東ドイツの経済成長が比較的順調であつたのは、戦争による破壊から出発して建国の時代にあつた五〇年代の前半と、「新経済システム」導入後の六〇年代半ばの経済拡大期、および七〇年代の前半期であつた。特にこの最後の時期には東独が例外的に西独との格差を幾らか縮めており、一応その時代が東独経済の「最盛期」であつたとみることができよう。五ヶ年計画の目標達成が順調で、ホーネッカー時代の社会政策に裏打ちされた個人消費が西側からの輸入拡大によって増大したのがこの時期である。これに対し、第三に、八〇年代に入ると東ドイツの経済は停滞の局面に入り(年平均成長率は〇・四%)、特にその後半になると完全な失速状態に陥るにいたつた。同時に東西ドイツの経済格差が顕著になり、東独では一人当たり国内生産額が年平均七四DM

第 1 表 両ドイツの国内総生産の推移 (1989年価格)

年	A. 総額 (10億 DM)		B. 1人当たりの額 (1000DM)	
	東独	西独	東独	西独
1950	78, 8	406, 7	4, 285	8, 638
1951	84, 3	449, 3	4, 594	9, 476
1952	89, 5	489, 1	4, 883	10, 248
1953	91, 7	529, 5	5, 045	10, 992
1954	94, 6	570, 4	5, 238	11, 709
1955	99, 4	639, 3	5, 539	12, 993
1956	102, 1	685, 1	5, 763	13, 758
1957	105, 7	723, 7	6, 034	14, 349
1958	108, 3	749, 3	6, 240	14, 676
1959	110, 8	804, 5	6, 408	15, 581
1960	113, 1	931, 5	6, 560	16, 804
1961	113, 6	974, 7	6, 634	17, 351
1962	114, 4	1020, 9	6, 689	17, 962
1963	116, 5	1049, 2	6, 791	18, 282
1964	118, 5	1119, 1	6, 978	19, 304
1965	122, 1	1180, 5	7, 174	20, 139
1966	126, 4	1215, 3	7, 410	20, 547
1967	130, 7	1213, 7	7, 650	20, 472
1968	135, 7	1281, 2	7, 943	21, 533
1969	140, 8	1376, 9	8, 245	22, 923
1970	144, 8	1447, 7	8, 489	23, 869
1971	149, 0	1489, 6	8, 733	24, 307
1972	154, 4	1552, 4	9, 059	25, 172
1973	161, 8	1625, 2	9, 546	26, 233
1974	166, 1	1629, 6	9, 814	26, 261
1975	171, 1	1603, 6	10, 154	25, 936
1976	178, 2	1690, 4	10, 616	27, 472
1977	182, 1	1740, 4	10, 862	28, 345
1978	185, 0	1790, 4	11, 041	29, 194
1979	187, 8	1864, 6	11, 215	30, 388
1980	186, 9	1889, 9	11, 167	30, 699
1981	188, 5	1893, 2	11, 263	30, 693
1982	186, 5	1880, 9	11, 176	30, 517
1983	187, 8	1909, 2	11, 246	31, 083
1984	191, 8	1962, 9	11, 505	32, 088
1985	196, 2	2001, 9	11, 788	32, 807
1986	195, 1	2048, 9	11, 736	33, 552
1987	194, 3	2086, 6	11, 676	34, 163
1988	195, 4	2163, 5	11, 724	35, 065
1989	194, 4	2237, 4	11, 829	35, 856

1956~59年まではザールとベルリンを除く。

W. Merkel, S. Wahl, op. cit., SS. 52-55.

増大したのに対し、西独では五七三DMの増加があった。これは、五〇―八九年の西独の年平均の伸びが東独の三・六倍であったのに比べると、八〇年代にはそれが七・七倍に倍増したことを意味している。この時代に東独市民の西独に対する「相対的窮乏」の感覚が拡がったことが、容易に推定しうるわけである。さらにメルケルらによれば、この一〇年間の環境破壊への償却を量化してそれをGDPに算入すると、さらに悪化した状態が想定されるという。これらの数字は著者らも「近似的」なものとしており、東独の経済業績を西側の方法で測った「最初の向こう見ずな試み」だと述べているが、DIWの試算でも東独の一人当たりの国内総生産は西独の三八%と算出されており、一応この三〇%台半ばの数字が実態に即したものだと思われる。以上の趨勢を念頭におきながら、次に個別の問題を検討していくことにしよう。

先ず行論の前提として、東独経済の指導機関のあり方を簡単に説明する。この経済体制は、他の社会主義国よりもはるかに個人の影響力が刻印された体制であった。

かつてSED中央委の経済書記局内の社会主義経済指導局（実態は経済指導者の訓練と職業・成人教育を管轄する部局）の長を勤めていたヤンセンは、その著書で「ミッタークなくしては東独経済はほとんど動かなかった」とし、また「東独経済に関する本はミッタークに関する本である」とも述べているが、以前の東ドイツの経済を一手に壟断していたのは政治局員と経済書記を兼ねていたミッタークであった。彼は六〇年代の「新経済システム」を担った経済官僚の一人であって、その後ホーネッカーが権力を握ると一時後景に退いたが、東独経済に蔭りがみえ始めた七六年に再度経済書記として登用され、以降はホーネッカーの下で東独経済の実質的な指導権を握ってきた最大の實力者であった。東独経済のもう一人の有力な人物は、国家計画委員会の議長であるシューラーであったが、彼はミッタークが権力をもつと次第に軽視されるようになった。

このミッタークが依拠してきた機関が、政治局の「諮問機関」として位置づけられていた「経済委員会」(Wirtschaftskommission—通称 Wilko)と、中央委員会の下の彼に直属する経済各局であって、特に前者の機関にその最大の依り所があった。⁽⁷⁾ 経済委員会はミッタークの再任とともに七六年一月の政治局会議でその建設が決定され、以降はこの機関が東独経済の運営の最高位に位置し、「すべての経済的な決定の固有のセンター」になった。経済委は形式的には決定権限をもたなかったが、経済政策の戦略的な問題を討議し、政治局と内閣に重要な提案と開発構想を提示した。構成員は三つのグループから成り、これは横断的な重要省と各工業省の長の政府グループ、中央委経済各局指導者という党グループ、それに労働組合、青年組織の各一名の大衆団体代表者であって、その頂点に議長として君臨していたのがミッタークであった(副議長はおかれず)。会議は毎月第二月曜日の八時半から開かれたが(ここ数年では不定期になった)、「革命」後に判明したところでは、経済委の提案のうち政治局か内閣に送られたのは三分の一にすぎず、また政治局員であったナウマンの証言によると、計画の達成に関し経済委で確認された数字は政治局に上程されたが、それらは「テーブルに載せられただけ」で、数字の真の意味を知っていたのはミッターク周辺の狭いグループだけであった(「数字の墓場」⁽⁸⁾)。

経済委員会が経済政策の基本路線を提示していたとすれば、その実施の日常的な指導にあたったのは中央委員会下の各局 (Abteilung) で、それらの局はベルリンのマルクス・エンゲルス広場に面する「本部」とも「褐色の本部」とも呼ばれる中央委本部の五階におかれ、「ミッターク・ビューロー」などとも呼ばれた。⁽⁹⁾ この機関の構成は次の通りであった。即ち、経済関係の局は三つの領域に分かれ、一つは工業、建築、輸送・運輸(九つの局)、一つは農業(一つの局)、そしていま一つは商業・貿易(一つの局)であった。工業関係の九つの局としては、最も重要で「上級局」とも呼ばれた計画・財政を筆頭に、以下、研究・技術開発、機械製作・冶金、基礎素材産業、軽・食品・県工業、建築、輸

送・通信、労働組合・社会政策、社会主義経済指導、の各局が存在した。局自体の決定範囲は、些細な部分までミッタークの決裁が必要だったために小さかったといわれ、上級幹部の任命と解任にはミッタークの事前の裁可が必要とされていた。こうしてミッタークは政策と人事の両面から党の経済アパラートの全権を握っていたのである。

これらの点から、権力機構の内部における党と政府との優劣の関係は明らかであった。結論的にいえば、政府は党に全く従属しており、その点はヤンソンによれば他の友党と比べても「党の介入の度合いは最も強かった」⁽¹⁰⁾。この党権力の優位は、ミッタークが経済書記に復帰するとさらに進み、シユーラーによると、政府の提案は先ず党機関の机上におかれ、ミッタークの意に沿わないと首相のシュトフが呼ばれて撤回を申し渡されたこともあったという。⁽¹¹⁾ またミッタークには「データへの強い執着」があり、八〇年代の中期からは日次報告の制度が導入されて膨大な情報が彼の下に集中すると、経済閣僚は細かい点まで通曉しなければならなくなり、経済委では業績不良の工業閣僚がたえず叱責を受けていた。⁽¹²⁾ このようにして、ミッタークの政策と指導面での態度をチェックしうる人物と機関は存在せず、逆にその点で、彼は体制が崩壊するとホーネッカーを除く他の指導者から一身に非難を浴びることになるのである。

以上を要約すると、ミッタークは党の機関である経済委員会と中央委直属の経済部局とに依って、その絶大な権力を維持していた。この党の政府に対する優位は、レーニン主義の政治主義の原則にも則るものとして、政府系の経済官僚の間でも了承されていた。従って、ここでは一党支配体制の下でしばしば見受けられる、党と政府の機能と権限の上でのデュアリズムが存在する余地はほとんどなかったのである。

次いで、ホーネッカー体制が目指した基本的な経済戦略を紹介しておこう。いうまでもなく、それらは公式の場で語られた公式の目標であった。

一般に東ドイツの指導部が構想した経済的な基本目標は、「主要課題」(“Hauptaufgabe”)という呼称で総括され、S

EDの公式に従えば、これは「社会主義的生産の高度の発展テンポと科学技術の開発および労働生産性の成長を基礎にして、(国民の)物質的、文化的な生活水準をさらに高める」ことであった。その要点は三点あり、一つはかつての「新経済システム」での相対的に分権化した経済体制を改め、指導と計画で再度の集権化を図ることであった。二つ目は、「緊密化」と称される生産体制の効率化が目指されたことで、これは、経済成長を素材投入の拡大と資本財の増加という「外延的拡大」によってではなく、生産性の上昇と資源節約によってより効率的に達成しようとするもので、とりわけウルブリヒト時代に続いて科学・技術開発が重視され、それを通して労働生産性を高めることが目指されたのである。最後の目標は、市民の生活水準を高めるために福祉・労働政策の飛躍的な拡充を図ることで、ホーネッカー体制の一枚看板になった「経済・社会政策の一体化」という標語はそれを象徴するものであった。ただし、この政策には当初からその財政的な裏付けを危ぶむ声も存在していた。

先に述べたように、七七／七八年はホーネッカー体制の経済政策の重大な転機になった年で、シュレーラーの証言によると、七七年に指導部は莫大な対外負債の存在を初めて深刻な危機感をもって認識し、あらゆる手段を用いて困難を克服すべきことが確認された⁽¹³⁾。この時点から新たに目標とされた政策は、(1)大規模コンビナート生産体制への移行、(2)褐炭使用によりエネルギー源を可能な限り国内産のものに切り替えること、(3)マイクロ・エレクトロニクス開発を中心とした生産のハイテク化、そして(4)西側市場への輸出の大巾な拡大、であった。

八一年の党一〇回大会では改めて「包括的な緊密化」が謳われ、次の部門が「キー・テクノロジー」として開発を促進することが強調された。それらは、ME、ロボット工学、コンピューター(特にCAD/CAMシステム)、電子データ・プロセス、バイオ工学、フレキシブルな自動生産、レーザー工学、核エネルギーであった(「八〇年代の経済戦略」)。また、八六年の党一一回大会は前回とほぼ同様の目標を掲げ(「二〇〇〇年までの展望をもつ経済戦略」)、八六―九〇年の

五ヶ年計画に盛り込まれた主な目標はおおよそ次の通りであった。

- (1) 近年達成された経済成長率の持続(四・五%)。
 - (2) 原料、エネルギーの一層の節約(第一次エネルギー消費の1%増で上の成長率は達成されるとした)。
 - (3) 褐炭生産のさらなる促進。
 - (4) 投資は年に3%のみの上昇を図る。
 - (5) 国民への供給の改善(小売段階の収益は4%増)。
 - (6) これらの成長率達成の際は、輸出を国内消費(投資と個人消費)よりも拡大させること⁽¹⁴⁾。
- しかしながら、体制崩壊後に判明したことは、これらの目標が指導者に描かれた画餅にすぎなかったことである。それ故、上に述べた諸目標は彼らの「願望」にとどまるものであったが、とはいえそこには無論東独経済の発展の傾向とその問題点とが色濃く反映されていた。そこで次にわれわれは、この東独経済の展開を八〇年代を中心にしてその問題点とともに探っていくことにしたい。

(B) 隘路——通商とエネルギー

東ドイツの地域は、戦前はベルリン、ザクセン、テューリンゲンおよびハレ・メルゼブルグを中心にして、経済的にはヨーロッパでもダイナミックな活動をもつ地域の一つであった。この地域の生産構造は、機械製作と繊維を主とした軽工業が中心で、それらはドイツの西側地域の下請け生産と結び付き、これを基礎とすることによって成り立っていた。その製品の八割は輸出されていたが、他面、鉱業資源には恵まれません、わずかに褐炭とカリが豊富に生産される程度であった。戦後東独の社会主義がこの地域を引き継いだことは、西側ドイツの工業地帯と資源(特に石炭と鉄鉱石)の産出地域、そして豊富な市場から切断されたことを意味している。逆にいうと、東ドイツは原材料資源の獲得と

市場の確保の必要性から、政治的にだけでなく経済的にも東のコメコン体制に強く依存することになった。

東独経済が顕著に悪化する傾向をみせ始めたのは七〇年代の後半からであるが、これは七三年の石油危機に端を発する以降の世界不況がタイム・ラグをおいて社会主義圏に波及したこと、及び東独の対外累積債務がこの時期に急速に増大したこと、によるものであった。つまり東独経済の最大のネックになったのは、体制それ自体の欠陥を除くと、通商問題とそれに密接に関連するエネルギー確保の問題であった。そしてこの点から東独の経済は西側(特に西独)への依存を強め、体制の矛盾を深めていくことになるのである。以下、これらの問題を特に通商問題を中心として点検してみよう。

第2表は、東独の対外貿易の地域構造を示したものである。なお、九〇年の初頭に東独マルクに対する貿易マルク(V.M)の八五年以降の実勢が確定されたことにより、従来の東独の貿易統計は大巾に修正されるようになった(従来の東独統計では、全体の貿易量の三分の二をコメコン諸国が、三分の一を他の諸国が占めるとされていた)。この図によると、八八年の段階で東独貿易の約四六％はコメコン諸国とのもので、そのうちの五八％がソ連との交易で占められており(全体の約四分の一)、長年ソ連は東独の最大の貿易パートナーであるとともに、東独もまたソ連の最大の貿易パートナーであった。コメコン諸国との貿易の主要な目的は、東独で不足している原料とエネルギーを確保することであった。これに対し、対西側諸国との貿易は五割に近く、また西独との貿易額は八八年で全体の約二一％を構成していた。特徴的なのは、八〇年代の後半に輸入の部門で西側諸国の割合が大巾に伸び、他方ソ連を含めたコメコン諸国からの輸入量が減少したことであって(四九・三一三九・四％へ)、とりわけソ連からの輸入が顕著に減少した。⁽¹⁵⁾

東独へのソ連からの輸入商品の約三分の二は燃料、原材料で占められており、八九年の段階でも石油の八三％、天然ガスの一〇〇％、石炭の七五％がソ連から搬入されていた。⁽¹⁶⁾ここでの問題は、いうまでもなくこの依存度の高いソ

第2表 東ドイツの貿易の地域構造 (1988年)

	総額	輸出	輸入	全体	輸出	輸入
	(10億 VM)				(%)	
社会主義諸国	128,8	64,8	64,0	46,5	47,9	45,2
コメコン諸国	116,4	59,2	57,2	42,0	43,8	40,4
ソ連	68,0	33,5	34,5	24,5	24,8	24,3
チェコ	14,9	7,8	7,0	5,4	5,8	5,0
ポーランド	12,5	6,7	5,8	4,5	4,9	4,1
ハンガリー	10,2	5,5	4,7	3,7	4,1	3,3
ブルガリア	5,7	3,0	2,7	2,1	2,2	1,9
ルーマニア	5,1	2,7	2,4	1,8	2,0	1,7
他の社会主義諸国	12,4	5,6	6,8	4,5	4,1	4,8
非社会主義諸国	148,2	70,5	77,7	53,5	52,1	54,8
最も重要な18の貿易パートナー	133,3	62,4	70,9	48,1	46,1	50,0
西ドイツ	53,2	28,2	25,0	19,2	20,8	17,6
フランス	11,4	5,8	5,6	4,1	4,3	3,9
イギリス	6,7	3,5	3,2	2,4	2,6	2,3
オランダ	6,8	2,5	4,2	2,4	1,9	3,0
イタリア	6,9	2,7	4,2	2,5	2,0	3,0
スウェーデン	7,1	4,1	3,0	2,6	3,0	2,1
オーストリア	9,5	2,1	7,4	3,4	1,6	5,2
スイス	6,5	1,1	5,3	2,3	0,8	3,8
他	25,3	12,4	12,9	9,1	9,2	9,1
他の諸国	14,9	8,1	6,8	5,4	6,0	4,8
計	277,0	135,3	141,7	100,0	100,0	100,0

DIW, Produktivität und Wettbewerbfähigkeit der Wirtschaft der DDR, Duncker & Humblot, Berlin, 1991, S. 17.

連からの石油供給が、七〇年代の後半から不安定な局面に陥ったことである。これは、ソ連石油の価格昂騰とその後の石油産出量自体の低下によるものであった。一体に、コメコンの貿易価格は第一次石油ショックとそれによる世界市場での価格体系の変動を受けて、七五年からはそれまでの五年単位から単年単位(その都度過去五年間の世界市場価格平均を基準にする)の価格設定に改め、市場価格への適応性を高めていた。このため、七〇年代の後半から石油ショック後の

国際的な石油価格の昂騰を受けてソ連石油の価格は急上昇し、それに従って東独の対ソ石油貿易の累積赤字が拡大した。前節で述べた八三年の西独からの大型融資は、このソ連への債務返済とも深く関わっていた。他方これとは別に、ソ連の石油は採掘や輸送の隘路が重なって八〇年代に産出量が急速に落ち込み、これはコメコン諸国へのソ連石油の輸出減をもたらしたが、東独の場合にはその量は、八〇―八一年の一九〇〇万トン⁽¹⁷⁾をピークに、八二年の一七七〇万トン、さらに八三年からの一七一〇万トンへと減少したのである。その結果、東ドイツのエネルギー事情は急速に悪化した⁽¹⁷⁾が、ただ、ソ連との貿易関係はその後の石油価格の下落と東独側の輸出努力があつて、八七年からは出超の状態に逆転した。東ドイツのエネルギー事情については後述するが、因みにホーネッカーはソ連から石油供給削減の通知を受けたときに、この措置は「社会主義国家共同体の破滅に導く」という不満を表したと伝えられている。⁽¹⁸⁾以上が、エネルギー問題とも密接に関わる東ドイツの貿易構造の第一の問題点である。

西側工業国との通商に関わる、そして東独経済にとって最大の問題は、東独が西側に膨大な対外債務を負っていたことであつた。第3表で示されている数字は、クツシュラの著作とシューラーの「革命」後の人民議会での証言から引用したのだが、東独では「ゾツケル」と称されたこの西側対外純債務の累積は、ヤンソンによれば「すべての経済問題を規定する」問題であつた。⁽¹⁹⁾その額は、ホーネッカー時代になってから資本財の輸入、穀物調達、個人消費の充当などを通じて急増し、八〇年代の前半にはポーランド危機による西側銀行の融資の停止などによって高止まりになつたが、後半に入ると再び急増し、利払いが重なって東独経済は「サラ金地獄」の状態に陥っていた。

長年機密であつたこれらの債務の多くが、西側からの消費財の購入にあてるためのものであつたことは、ミッタークもまた彼を非難する者も共通して指摘しているが、しかしその詳細は明かではない。確かなことは、この債務をハード・カレンシーで返済するために西側への輸出拡大が東独経済の至上命令になり、それとともに西独への依存が格段

第3表 東ドイツの対西側債務

	(10億ドル)
1982	12, 3
1983	12, 0
1984	11, 3
1985	13, 3
1986	15, 7
1987	16, 8
1988	18, 5
1989	20, 6

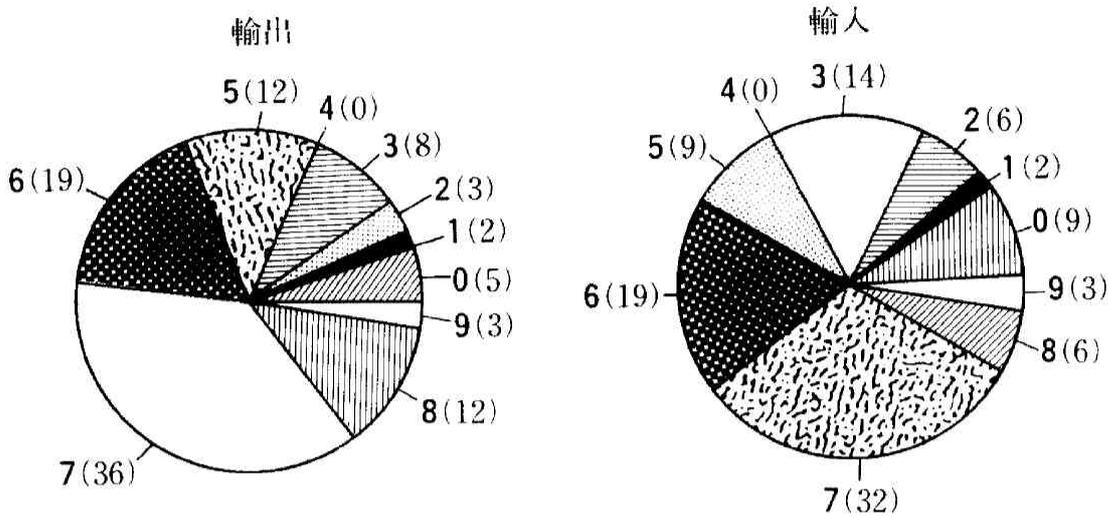
G. Kusch et al, op. cit., S. 53.

に強まったこと、そしてこの問題が指導者間の論争の最も重大な争点になったことであった。公式の統計を修正してえられた西側諸国への輸出入の商品構造は第1図で示されているが(八八年)、このうち輸出品目については、東独製品の国際競争力の弱さを反映して、輸出の半分は素材関連の製品で占められていた。とりわけ、重要な輸出製品であった石油素材製品は、原油取得の困難によって競争力を奪われ、外貨事情に苦しむ東独にさらに追い打ちをかけた。また輸入品目のうち、機械設備の投資財はコメコン内で義務付けられたソ連向け機械製造のためのものが多く、それらが東独工業の構造的な近代化に資することはなかった。このような事情が重なって、東独にとって西独との経済的な関係が特別重要な意味合いをもつようになったのである。八〇年代の西ドイツとの経済的な関係はほぼ次の通りであった。

先ず西独との貿易関係(西独ではこれをドイツ内貿易(IDH)として対外貿易の中に含めていなかった)についてだが、これは東独の対EC貿易の中では六割以上を占めて大きな比重を占めていた。東独からの輸出品では衣服、繊維などの軽工業製品、冶金加工製品、メタノール、ポリビニールなどの化学素材製品、そして工作機械が中心であって、ここでも技術水準が比較的安く低価格の素材製品が多かった。他方、輸入製品は工作機械、冶金、化学製品が多く、後二者では東独よりも高度の素材、半製品の割合が高く⁽²⁰⁾なっている、それらは下請け製品の恒常的な不足に悩む東独経済の必需品であった。

総じて西独からみれば、対東独貿易は全体の二%以下を占めたにすぎず、経済的な重要性はほとんどもちあわせなかった。しかしながら、東西ドイツの経済関係は政治的にはきわめて重大な意味をもち、これは特に西独が東独に与えた種々

第 1 図 東独貿易の商品構造



SITC分類

- 0 食料品 1 飲料・タバコ 2 原料 3 燃料 4 動植物性油
- 5 化学製品 6 完成工業製品 7 機械・輸送設備 8 種々の商品
- 9 SITC分類以外の商品

“Wirtschaftsreport”, S. 272. S. 275.

の経済的な「恩恵」措置によるものであった。それらの措置は大別すると、貿易関係に関するものと分断国家に特有の行政措置に関わるものがあり、さらにこの他に両ドイツの市民間の交流による財や通貨の移動があった。

東ドイツが貿易に関し、他の社会主義国ではもたえない有利な地歩をもっていたのは一つにはEC関連の措置があった。西独は対東独貿易を対外貿易とみなしていなかったために、この貿易はECの対外通商政策の枠外にあり、例えば西独への輸出品にはEC関税は課せられなかった（「二三番目のEC加盟国」）。第二に、東西ドイツの間にはいわゆる「スウィング」協定があり、これは一方の国の貿易赤字に対し他方が一定額までは無利子の信用を供与する制度で、専ら東独側がこの制度を使用して利を得ていた。八〇年代に東独の対西独貿易が伸びたのは、一つには東独がこの有利な支払い手段に依存したからであった。最後に、西独市場は他の西欧のハード・カレンシー諸国では捌けない東独商品の市場であったことを指摘しておこう。

次いで、東西ドイツと西ベルリンの特殊な関係に伴う

様々な取り決めからもたらされる東独側の収入があり、これには、東独内通過料金からくる収入、道路など西ベルリンへの輸送手段に対する投資、郵便、鉄道料金の支払いなどがあって、その総額は八八年で九・三億DMであった。さらに東独側への西側からの訪問者によって得られる収入、西独市民からの東独の親族、友人などへの送金とギフトの供与、ゲネックスを通じたギフト供与などにより、東独側の西ドイツマルク取得は全体で約二〇―二五億DMに達すると見込まれていた。⁽²¹⁾ 八八年の段階での東独の対西独輸出の総額が八〇億DMほどであったから、上記の西独マルク収入がいかに大きな意味をもっていたかが了解しうるであろう。以上の他に、既出の通り八三年と八四年の二回にわたり実施された、西独銀行団による政府保障のそれぞれ一〇億DM、九・五億DMの大型融資があり、これが八〇年代の東独の外貨事情の窮状を救ったのである。逆説的だが、東西ドイツの経済的な接近によって、ミッタークの経済運営が西独の政界や財界の間でも評価されたのがこの時期であった。

通商問題については以上にとどめておき、次にわれわれは東独経済のもう一つのネックであるエネルギー問題をごく手短かに述べておこう。

東ドイツのエネルギー政策は、その資源の乏しさのために同国の経済政策の中でも最も戦略的な重要性をもっていた。そもそも東独のエネルギー利用は六〇年代までは褐炭が主要な役割を果たしていたが(七〇年には第一次エネルギー消費量の七八%)、その後他の工業国の趨勢にあわせて石油エネルギーの使用を奨励するようになり、七〇―八〇年の間に最大の供給国であったソ連からの輸入量は、当初の九〇〇万トンから一九〇〇万トンにまで急増した。この政策は、前述のようにソ連石油の価格上昇と生産減によって修正を余儀なくされ、八五年のソ連・東独間の協定では、八三年以来の供給量である一七一〇万トンの供給を九〇年まで継続することが合意された。⁽²²⁾ そのため、東ドイツの当局は既に七七/七八年の時点からエネルギー政策の基本的な見直しを図っていたが、その具体的な内容は、(1)褐炭の再度の

大量利用と、補足的だが(2)原子力発電の促進、そして(3)工業、家庭両用のエネルギー節約の推進、であった。

よく知られているように、東ドイツは世界最大の褐炭生産国であり、コトブスとハレライプツィヒ近郊での褐炭鉱山の露天掘りは有名であった。その生産量は七五年では約二・四六億トンであったが、その後大規模な増産が図られ、八八年になるとその量は約三・一億トンに達した⁽²³⁾。褐炭は工業用と家庭暖房のエネルギー源としてかなりの範囲で石油を代替し、八八年には第一次エネルギー消費の七割に使用され、また褐炭の使用による火力発電は供給電力量の八二%を占めていた⁽²⁴⁾。さらに褐炭は低温乾留、コークス製造、ガス化などの工程を通じて化学製品の素材ともなり、文字通り東独経済の「生命線」を形作っていたのである。しかしながら、その一トンあたりの算出コストは八〇年の七・七マルクから八八年の一三・二マルクに上昇しており、既にその面でも困難を抱えていた⁽²⁵⁾。

東ドイツの電力供給量の一〇%ほどを占めたのは原子力発電であった。東独には二ヶ所の原発発電所があり、このうちラインベルグ発電所(主として実験・訓練用。七〇MW)は六六年に、グライフスヴァルト在のルブミン発電所(一七六〇MW)は七三年に稼働を始め、いずれも原子炉と濃縮ウランをソ連から供給されていた。近年では、九一年までにマグデブルグ近郊のステンダルに第三の発電所を作る予定をたてて建設に着手していたが、これは老朽化した旧来の施設ともども体制崩壊後に廃棄されている。なお、チェルノブイリ事故以降は、当局の間でも原発開発には慎重な姿勢が表れるようになったといわれ、その点も含めて東独の原子力発電は補完的な意味しかもたなかったのである⁽²⁶⁾。

第三のエネルギー対策としての消費節約策は工業施設と家庭の双方で進められ、家庭ではより低温の室温を用いることが指示されたが、しかしこの分野では補助金に基づく安価な電力価格の提供によって、住民の側での節約意識は生まれなかった。より多くの節約は工業部門でなされ、企業利用のエネルギー価格が引き上げられ、七九年に設立された政府直属のエネルギー委員会が節約規則の実施状態を監視していたが⁽²⁷⁾、しかしこのエネルギー節約の政策は、八

○年代の工業投資の停滞を招く要因の一つともなったのである。

一体に、東ドイツの一人当りの最終エネルギー消費量は、西独の四・二トン石炭単位と比較して四・八トン石炭単位と高く、⁽²⁸⁾この数値は国際的にも高い水準であったが、これはむしろ、第一次エネルギー消費から最終エネルギーに転換する過程で多くの浪費が生じていることを意味していた。東独のエネルギー産業は、労働生産性に乏しく⁽²⁹⁾西独の四五%、また工業設備や家庭電化用品が老朽化してエネルギー効率に欠け、これらの要因が第一次エネルギー消費の約四割をロスしたといわれる東独のエネルギー事情の一端を構成していたわけである。⁽³⁰⁾なお、エネルギー産業が惹き起こした公害の問題については、後の部分でふれることにしたい。

(c) 低い蓄積率

次いでわれわれは、東ドイツの工業部門を中心とするより実体的な経済活動をみていくことにしよう。体制崩壊後に明かになったそれらの実状は、現在に至るまで東側ドイツの経済再建を困難にさせる主な要因になっている。

最初に指摘すべき点は、八〇年代の東独経済では特に生産部門での投資活動がきわめて不活発な局面に陥っていたということである。これは、機械・諸施設の老朽化と特殊な分野への投資の偏り、そしてインフラ部門での整備の立ち遅れ、という点に明瞭に表れていた。その理由としては、第一に、輸出超過を図るために生産の拡大が一部の部門を除き既存の生産設備を利用する形で急がれていたこと、そして第二に、社会政策のプログラムが企業の投資活動を犠牲にして進められたこと、を挙げることができよう。

第4表は応用経済研究所のクツシュらが示した東独経済での蓄積率の推移である。蓄積率とは、国民所得に対する投資・在庫増の比率を示したもので、いいかえれば国民所得が投資・在庫増と消費とに配分される割合を表している。この表によると、蓄積率は七〇年代前半の二七・五%から八六―八八年の二一・五%に減少したが、とりわ

第4表 蓄積率の推移

1970	29,0%	1981/85	22,2%
1971/75	27,5%	1986/88	21,5%
1976/80	26,5%		

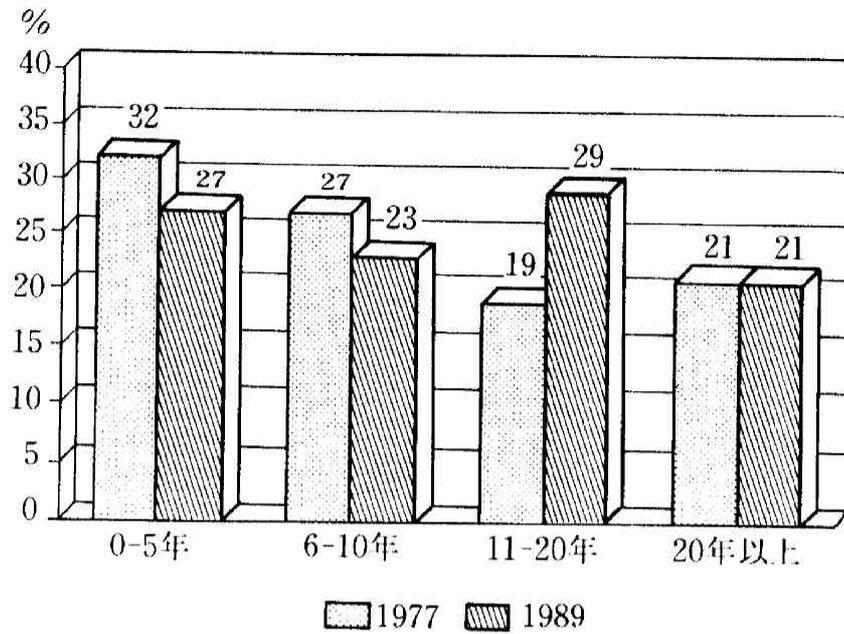
G. Kusch et al, op. cit., S. 22.

け生産分野での投資率は七〇年の一六%から八八年の一〇%に下落した。また消費の分野では、七一八八年に社会的消費が個人消費に比べて一・五倍強伸びたが、これはいま述べたようにホーネッカー時代の社会政策の進展によるもので、結果としてこの政策は生産部門での投資活動を抑制する形で行われてきたわけである。

東独経済におけるこの投資活動の停滞の結果でありまたその原因ともなったのが、多くの分野での機械やその他の諸設備の老朽化であった。体制崩壊後のドイツ経済研究所(DIW)の評価では、東独の全生産設備の四分の一は老朽化のみならず環境破壊や多量のエネルギー消費の故に直ちに廃棄されるべきものであった⁽³²⁾。八八年の段階で、稼働中だが既に償却期間をこえていた生産分野での諸設備の総額は一三三〇億マルクで、これは設備総額の約二〇%を占める額であった⁽³³⁾。八〇年のその割合は一四%だったから、この間設備の老朽化は一層進んだことが示されており、この点は七年と八九年の工業諸設備の使用年数を対比した第2図からも明かである。使用期間に段階をつけて東西ドイツを比較したのが第3図であるが、東独の諸設備の平均使用年数は二〇年(西独は一四年)だったから、⁽³⁴⁾ 同国では使用年数が二〇年を大中にこえる設備が多かったことがこの図からも読

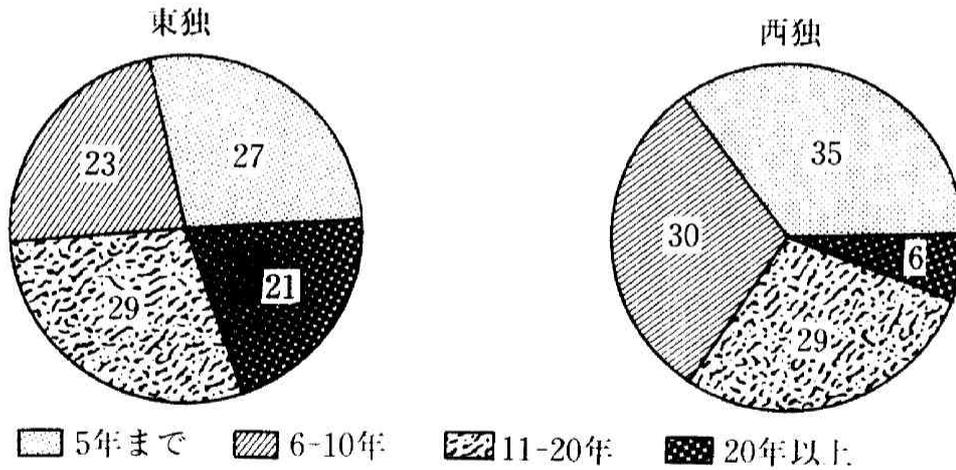
み取れる。前に述べたように、鉄鋼生産の四五%は旧式のジーメンス・マルティン法を用いており、またブランドブルグ鉄鋼・銑鉄工場などのかかなりの部分が五〇年代前半の設備を使用し、さらに繊維産業では戦前の設備が多用されていた。東独の労働者にとって、これらの古い機械をなるべく効率よく長持ちさせることは、それ自身が当局の賞賛の対象になる「技術」の一つであった。加えて、諸設備の損耗率は国際的に比較してもきわめて高く、その率は五五・五%で、これは他の国のその平均を一〇ポイント以上上回っていた⁽³⁵⁾。極端にコストのかかる設備の維持・

第2図 工業設備の使用年数の推移



G. Kusch et al, op. cit., S. 57.

第3図 両ドイツの工業設備の使用年数の比較



G. Kusch et al, op. cit., S. 56.

修理費用が製品費用に加重されていたわけで、八九年の段階では生産部門でのその費用は四九〇億マルクで、これはその年の全投資額にほぼ匹敵するものであった。⁽³⁶⁾

二番目の問題点として挙げられるのは、投資活動の重心が一部の先端「キー産業」と住宅建設(後述)に偏って行われ、全体として投資のバランスを欠いた点である。特に電子工学関係の研究開発には力が注がれ、八六一八九年に投資された額は一四〇億マルクであったが、中ではカール・ツアイスとロボットロンへの投資が群を抜いていた。しかしながら、その実態は国際的な先端水準と比

べると明らかに劣位であった。若干の例をあげてみよう。東独の八六―九〇年の五ヶ年計画では、オフィス用コンピュータとパソコンを一六―一七万台作ることが計画されていたが、八五年の段階で例えば米国のアップル社一社が年間生産した台数は約一二〇万台であった。また、マイクロ・プロセッサは西独では八二年に既に一六ビットが標準であったが、東独ではこの機種は八五年のライプツィヒ・メッセで初めて登場した。東独で鳴りもの入りで喧伝されたCAD/CAMシステムの敷設状態は実際には貧弱で、西独が八五年に従業員一〇万人当りで一一一、米国が同じく二一五のシステムをもっていたのに対し、東独のそれは八六年でわずか一四であった。結局それらの製品は国際的な競争力は全くもたえず、コンピュータ操作の工作機械はコメコン、特にソ連用に輸出されたが、八八年になるとこの面でも蔭りがでていたのである。

このような新規投資の不振は第三の大きな問題点、即ち国内インフラストラクチャー整備の決定的な立ち遅れをもたらした。そもそもこの部門は、戦時下の破壊に加えて戦後のソ連の賠償政策に基づく設備や機材の接收、そして東独国家の初期の極端な重工業重視政策によって、当初から劣悪な条件の下におかれ、東独の指導部が鉄道や道路の本格的な再建に乗り出したのは、ようやく六〇年代の末からのことであった。この分野での問題点を交通・運輸、通信部門を中心にとみると、その実状の一端は次の通りであった。

東独の交通・運輸部門の立ち遅れは、同国のエネルギー事情の悪化と深く関わっている。SEDの指導部は八〇年代の二つの五ヶ年計画で、この部門にエネルギー節約量の四分の一を分担する課題を与えた。その結果、輸送分野の主力は引き続き鉄道部門におかれ（貨物輸送の約七割―西独は約四分の一）、また鉄道の電化計画が進められたがはるかしくは進行せず、結局全体の電化率はほぼ二割の水準にとどまった。因みにこの電化率の割合は、コメコン諸国の中でも最低の数字であった。東独の鉄道施設は他にも問題が山積しており、単線軌道が全体の三分の二を占めてい

たこと、レールや橋梁などの設備が老朽化して徐行運転箇所が多かったことなどから、鉄道網の高い密度にもかかわらず、輸送量は大きな限界をもっていた。⁽³⁷⁾

東独の道路網は全長が一二・五万kmで敷設密度は高かったが、関連の建設事業では新規のものは少なく、多くは既存の道路の維持と補修にあてられていた。しかし、この修理能力は七〇年代に比べて四一%と大巾に落ちこんでおり、道路の損傷が進んでいた。全体として道路事情は一部を除くと劣悪で、一般の道路は舗装部分の厚さに乏しいことから冬季は霜の害を受け易く、さらに橋の輸送重量制限などが加わって、道路網の一八%は「状態IV」、即ちほとんど走れない状態であった。道路状況が特に深刻だったのは南部の工業地帯で、道路網密度は北部の三倍ほどであったが、人口密集地のこの地域では通勤や物資輸送に伴う道路状態の悪化は大きな隘路の一つであった。⁽³⁸⁾

インフラストラクチャーのいま一つ大きな問題点は、電話、郵便などの通信手段の分野で存在した。電話加入者は一〇〇人の住民のうち一一・二人で、これは世界で六五番目の順位だったが、一般に当局が市民相互のコミュニケーション手段を厳しく制限していたことはよく知られている。設備も貧弱で、デジタル・ネットはほとんどなく、多くの遠距離通話は手動で行われていた。ただし、例外的に東ベルリンでは回線の数は一〇〇戸当たり四五回線と比較的良好で、ここでも同市が東独の「ショウ・ウインドウ都市」であったことが示されている。DIWの評価では、東西ドイツの全体のコミュニケーション技術のギャップをうめるためには、一二―一五年の年月と二〇〇〇億DMの資金が必要だとされている。⁽³⁹⁾

(D) 財政と社会政策

次にわれわれは国内の経済活動を総括する財政の状態を検討することにしよう。東ドイツの財政は、統計上の表面的な均衡にもかかわらず、内実はここでもやはり「火の車」であった。

東独財政の枠組みは、中央国家、社会保障、地方の三部門からなるが、前二者はここでは一括することとし、また地方予算は中央のその五分の一規模であった。ここでの最大の問題点は、ホーネッカー政権の崩壊後に明らかになった財政の累積債務の問題で、八九年一月に蔵相のヘフナーが人民議会で明らかにしたところではその額は一三〇億マルクであった。負債の内訳は八九年末で、(1)住宅建設のために五五〇億マルク、(2)原発、ハイテク産業のために一〇〇億マルク、そして(3)対外貿易での東独マルクの実質切下げ補填のために六五〇億マルクで、⁽⁴⁰⁾八八年予算での歳入額が約二七〇億マルクであったことを考えれば、そのような巨額の債務の存在は国家財政がほとんど破綻していたことを示している。

東独財政を逼迫させていたことが公式統計からも判明する要因は、国防、治安の項目を除くと、社会政策の中心に位置していた住宅建設、様々な名目で支出された補助金政策および各種の社会保障政策であった。それらの政策が経済の実状をこえて過度に重視された結果、上述のような生産部門での投資活動の停滞がもたらされたのである。以下では、この三つの部門の社会政策を財政面を中心に検討し、あわせてその実態についても簡単に言及しておきたい。

東ドイツでは七〇年代から積極的に進められた住宅政策は、ホーネッカー政権の最大の「目玉商品」であった。七一年初頭に提出された住宅調査の結果はSEDの指導部に衝撃を与えたといわれ、⁽⁴¹⁾七三年の第九回中央委員会では、「社会問題としての住宅問題は九〇年の末までに解決する」という有名な目標が掲げられた。この野心的な住宅建設プログラムに基づいて、七六―九〇年までに新、改築の二八〇―三〇〇万戸の住宅を供給することが計画され、この目標は量的にはほぼ達成されたのである。

住宅政策への支出は公式の統計上は第5表に示されており、それによれば八八年の段階でその総額は三〇二億マルク、また銀行からの信用供与は七五億マルクであった。この額自体も巨大だったが、これに上述の五五〇億マルクの

第5表 住宅政策のための財政収入 (百万マルク)

	1980	1985	1988
国家予算	7048, 6	12800, 1	16025, 8
クレジット	5028, 9	8223, 5	7489, 1
コンビナート企業の資金	568, 0	577, 0	706, 0
自己資金 (家賃収入など)	4741, 8	5531, 1	5944, 0

StJB der DDR, 1981, 1986, 1989.

負債を考慮に入れると、その両面で住宅問題は国家財政に巨大な負担を課していたわけである。

住宅の供給状況は量的には順調で、総住宅戸数は約七〇〇万、千人当たりの戸数では西独を凌いでおり(四二九戸対四二四戸)、また住宅の規模もそれなりの広さをもっていた。しかしここでも問題はその質の面にあり、まがりなりにも住宅需要が一巡した段階になると、特にこの点が深刻な問題になった。まず、新設の住宅はソ連から導入された大量生産方式の組み立てユニット工法で建てられており、完成後間もなく修理が必要だという場合も少なくなかった。在日ドイツ商工会議所発行の「経済データ」は、東独の住宅事情についての簡潔なデータを掲載しており、それによると、東独の住宅は西独のそれと比べると、とりわけ内装と衛生設備の面で遅れていた(第6表と第4図)。また住宅の老朽化が進み、特に四五年までに作られた古い型の共同住宅では、最近一〇年間で劣化が急速に進んでいたといわれる⁽⁴²⁾。

東独の住宅事情に困難をもたらした問題には、さらに住宅の維持・修理の不備と地域格差の問題があった。SEDの政策の比重が住宅の新規建設におかれた結果、古い住宅の修繕と現代化は立ち遅れ、またその作業に欠かせない存在であった私営の手工業者は体制の中では冷遇された階層であった。住居事情の地域格差は、東ベルリンへの「一極集中」の政策と関わっており、ベルリンでの一人当たりのフロア面積は二八・三㎡と全国最高で、暖房システムその他の諸設備の面でも優遇されていた。これに対し、他の大都市や市町村ではこの面での政策イニシアティブの低下が生まれ、中でも人口密集地の南部では住宅事情の悪化がもたらされたのである⁽⁴³⁾。

第 6 表 住宅の質的比較 (1988年)

	単 位	西 独	東 独
1戸当りの住居の広さ	平方メートル	85	65
1人当りの住居の広さ	平方メートル	35	27
設 備			
バス/シャワー	%	99	80
室内トイレ	%	98	73
下水網との接続	%	93	72
汚水処理施設との接続	%	89	58

在日ドイツ商工会議所，同上，47頁。

第 4 図 東独の住宅状況 (1989年，単位：1,000件)

		総住宅数 7,002 1,000人当り426戸 1人当り27.6平方メートル		
建物の種類		67% 多世帯用共同住宅 4700		33% 1～2世帯用共同住宅 2300
	所有形式	19% 個人 900	23% 組合 1100	58% 国営 2700
建築年		28% 1919年以前 1350		14% 1919年- 1945年 650
		58% 1946年以後 2700		87% 個人 2000
バス シャワー設備		17% なし 800		83% あり 3900
		21% なし 1000		79% あり 3700
室内トイレ		13% 個人 520		13% 組合 200
		49% 1919年以前 1100		30% 1919年- 1945年 680
		21% 1946年 以後 520		22% なし 500
		78% あり 1800		35% なし 800
		65% あり 1500		

在日ドイツ商工会議所，同上，48頁。

この住宅政策よりも国家財政にさらに大きなひずみを与えたのは、「国民のための価格安定の確保にむけた措置」に投じられた補助金であった。この項目には基礎食料品、国民消費のための工業製品、水道、ガス、電力、燃料、家賃その他のサービスの料金への補助が含まれ、そこで消費された額は、七五年ではまだ全体の一〇・五%にとどまったが、八八年までには一八・四%へと上昇の一途をたどった⁽⁴⁴⁾。消費者価格の一部を示すと第7表のようであり、これらの価格体系は確かに東独市民の独特の「シビル・ミニ

「マム」を保証する役割りを果してきたが、反面、財政負担の他にさらに二つの大きな問題点をかかえこむことになった。一つは、これらの低価格政策を維持するために、テレビや自動車のような耐久消費財や奢侈品、希少食品、高級外国製品などに高い価格がつけられ、これが一種の消費税として消費者価格政策の負担の一端を担ったことである。

この価格政策は、市民の多様化した消費需要に應えられず、彼らの相対的な窮乏感を増大させたのであった。第二に、この経済原則を無視した価格体系は、低価格商品を中心としたある種の「浪費」社会を作り上げてしまった。政府のかけ声にもかかわらず低料金の水道や暖房、ガスなどの節約は進まず、また安価な基礎食料品は大量に消費されて、安いパンは家畜の飼料に使われたりした。そして、この需要はその分野への不必要な投資を呼んで、経済活動の歪みを促進させたのであった。幾つかの証言によると、このような補助金政策の誤りは、体制の末期になるとそれを推進したミッターク自身によっても認識されていた。⁽⁴⁵⁾

次にわれわれは東ドイツの社会保障制度をみることにしよう。

東独の社会保障制度は、ドイツの伝統的な制度を維持しながら、特に拠出金と給付の一元的な方式という点でソ連のシステムを加味したものであった。労働者、職員また実習生や学生を対象とした保険制度の管理は五六年からは自由労働組合のもとにおかれるようになり(家族を含め人口の九〇%)、他の協同組合員、自営業者は国家保険の管轄の下におかれていた。保険給付の主要な種類には、年金(老齢、障害者、遺族ほか)、疾病、母子保護があり、年金に支払われる額が全体の半分以上を占めていた。さらに勤労所得によって生計をたてられず拠出金を支払わない者には社会扶助が支給されたが、東独ではその数はきわめて少なかった。また失業保険は失業者不在の建前から七七年に廃止され、合理化その他によって失職した者には企業が職業紹介や訓練に責任をもつことになっていた。

社会保障制度に関わる収入は、被保険者と企業の拠出金および国の補助金から成り(原則として本人一〇%、企業一

第 7 表 両ドイツの消費財価格

		東独 (東独マルク)	西独 (DM)
黒パン	1 kg	0.52	3.18
バター	250g	9.60	2.15
砂糖	1 kg	1.55	1.91
ミルク	1 ℓ	0.68	1.20
卵	1 個	0.34	0.25
牛肉	1 kg	5.80	9.79
カツレツ用豚肉	1 kg	8.00	10.67
ジャガイモ	2.5kg	0.43	2.47
チーズ	1 kg	9.40	11.98
コーヒー	250g	17.50	4.47
ビール	0.5 ℓ	0.72	0.95
ブランデー	0.7 ℓ	14.50	14.62
豆炭	50kg	1.70	20.55
電気料	1 キロワット	0.08	0.31
カラーテレビ	1 台	4,900.00	1,539.00
冷蔵庫	1 台	1,425.00	559.00
洗濯機	1 台	2,300.00	981.00
切手	1 封書	0.20	0.80
ラジオ受信聴取料	1 か月	2.00	5.16
電話	1 通話	0.20	0.23

在日ドイツ商工会議所，同上，73頁より。

二・五%)、また七一年からは任意補助
 保険という制度が導入され、月収六〇
 〇Mを越える者はより多くの掛け金を
 支払って、年金その他で増分を受けら
 れるようになっていた。⁽⁴⁶⁾八〇年代の社
 会保険を中心とした収支の表をみると
 (第8表)、六〇—七〇年代と比較して
 国庫補助の占める割合は急増した。
 これは、社会保障制度への支出が、各
 種給付の改善と新規導入、保健、医療
 などでのコストの上昇によって増大し
 たからで、八八年の支出額は七五年と
 比べて一・八倍に増大した。⁽⁴⁷⁾ただ、国
 予算の全体枠も拡大しているのです、こ
 の国庫補助が全体の支出の中で占める
 割合は、七〇年代の七%台から八〇
 年代の六%台に減少しており、社会保
 障の国庫支出がいわれているほどに全

第8表 社会保障制度への拠出金 (百万マルク)

	計(A)	被傭者	企業	国家補助(B)	B/A(%)
1980	29410, 0	6561, 6	8641, 6	14206, 8	48.3
1985	32507, 9	7565, 0	9732, 3	15210, 6	46.8
1986	34186, 1	7796, 5	9934, 8	16474, 8	48.2
1987	35186, 2	8122, 7	10206, 7	16856, 8	48.0
1988	36274, 5	8331, 6	10490, 6	17452, 2	48.1

“Wirtschaftsreport”, S. 242.

体の財政に重荷を与えたわけではないことに留意しなければならない。

東独の社会保障制度はいろいろな問題を抱えていたが、制度面ではかなり完備されたもので、これは体制の理念に沿ったものであるとともに、またいうまでもなく労働力(特に女性の)を確保することを目的としていた。本稿では、社会保障制度の細かな内容を説明することは省略するが、統一の過程でその存続をめぐって大きな論争を惹き起こした母性保護の諸措置と家族給付については、その主要なものを次に列挙しておく。それらは、

- ・ 六週間の出産休暇とその後の二〇週間の有給休暇、
 - ・ この有給休暇後の一年間(第一、二子)ないし一八カ月(第三子以下)の有給育児休暇、
 - ・ 出産費無料、一〇〇〇Mの出産手当支給、
 - ・ 子供の数により段階づけられる児童手当支給(子供一人につき五〇—一五〇M)、
 - ・ 母子家庭、貧困多子家庭への保護措置、
- などであった。また、妊娠二カ月内であれば無料で中絶手術を受けることができ、この点が統一の過程で残すことのできた東独唯一の社会政策であったことは周知の通りである。

かつて東ドイツの指導者が誇示していた社会政策の進展は、確かに基本生活での物質条件の確保や出生率の上昇という成果をもたらしたが、他面それは生産部門での過少な投資や内外からの膨大な債務の存在を前提として成り立っていた。そして、生産部門で

の多くの歪みは様々な経済的、社会的なコストを生んだが、その最大のコストの一つが公害の問題であった。社会政策の推進と環境政策の不在とが同居していたわけだが、そこには「現存社会主義」の理念の時代的な制約が示されている。われわれは次に、体制の崩壊後に衝撃的に明らかになった東ドイツの公害問題を点検することしよう。

(E) 公害

あまり知られてはいないが、東独では環境保護の政策は法制的には早くから取り組まれており、六八年憲法の第一五条では土地と自然の保護が謳われ、また七〇年に施行された国土文化法で政策の枠組みが規定されていた。加えて、自然保護法（五四年）、水利法（六三年）、大気保全法（七三年）が布かれ、また市民の間には文化同盟に属する会員六万名の公認の自然環境協会が存在し、この方面での活動に従事していた。⁽⁴⁸⁾しかしながら、東ドイツはヨーロッパでも最大の環境汚染国であった。これには幾つかの要因があるが、最大の問題は指導者の環境問題への無関心とそこから生まれる政策の不在であって（まったく無策だったわけではないが）、ミッタークにとって環境とは「外來の言葉」であり、またホーネツカーの言葉では「わが国の森林は健康」であった。⁽⁴⁹⁾七一年には自然環境・水利保全省が新設されたが、その閣僚はブロック党に所属していた。このような環境軽視の姿勢は末端の企業の長や技術者にも及び、環境規則違反の制裁金は計画を達成しない場合のコストよりも少ないという事情もあって、彼らの中に環境への責任ある態度を育てることはできなかつたのである。それらの体制的な要因に加えて、東独には資源の乏しさからくる特有の要因があった。既述の褐炭の大量使用がその一つであるが、もう一つの問題は水資源の不足からくるもので、東独は一人当りの年間水使用量が八八〇立方mと少なく（欧州平均は一、七一〇立方m）、⁽⁵⁰⁾水資源は工業に重点的に利用されて大規模な枯渇をもたらしたのである。以下では、東独の公害問題の概要を主として大気、水質および土壌への汚染の問題についてみていくことにしたい。⁽⁵¹⁾

大気的主要な汚染源は、欧州で最大量といわれる硫黄酸化物($S O_2$)と窒素酸化物、そして塵介の排出であった。 $S O_2$ の発生はいうまでもなく褐炭の大量使用によるもので、その排出量は $1 m^3$ 当たりで西独の五倍、同じ公害発生国のチェコと比べても二倍の量であつて、特に南部の工業地帯と褐炭採掘地域では空気の汚れが極端に進んでいた。九〇年初頭に「シュピーゲル」誌が東独側の機密報告を含めて発表した記事は衝撃的で、例えばラウジッツ地域(エルベ川とオーデル川の間の地方)で排出された $S O_2$ の年間総量はノルウェーとデンマークのその合計量を上回っていたとされている。⁽⁵²⁾重化学工業の工場が集中していたライプツィヒとハレ、ドレスデン、コトブスの四県だけで $S O_2$ 汚染の八割が集中していた。とりわけ巨大化学コンビナートがあつたビッターフェルトとエスペンハインでは汚染の度合いはひどく、国連基準ではその限界値に近く、ほとんど「居住できない状態」であつた(「欧州で最も汚れた都市」)。また東独では二気筒の乗用車のトラバントとヴァルトブルグが、西側の触媒付自動車の 100 倍という窒素酸化物を撒き散らしていた。大気汚染のもう一つの原因は工場などから出される塵芥で、国面積が二・五分の一の東独で西独の約四倍の塵介が排出されていた。これは平均すると $1 m^2$ で年間 200 トンの量になるが、コト布斯やハレのような人口密集地ではその量が 60 トンに達し、住民の間で心臓や気管枝系統の疾病が蔓延していたのである。さらに国連欧州委員会によると、酸性雨による森林の破壊は東独で最も進んでいた。

水利の問題は乏しい水資源の事情から当局によって重視され、河川保護は一応同国の環境政策の中心におかれていたが(化学部門での年一億マルクほどの排水装置投資やエルベ川浄化のための西独との合同プロジェクトなど)、しかしそれらはほとんどが水泡に帰してしまった。九〇年の調査では、東独の河川のうちの三分の二が中、強度に汚染され、また湖からは飲料適用水としてその三%が取水されたにすぎなかった。汚染が特に進行していたのは、やはり南部の工業地帯を流れるエルベとその支流のムルデとザーレの各川で、この三河川だけで流出排水の七〇%が流れ込んだ。シヨ

ツキングな例としては、前記「シュピーゲル」がハレのブーナ化学工場で一日に二〇kgの水銀を垂れ流していたこと、河川水域の三分の一でほとんどの生命が死滅していたこと、などを伝えている。⁽⁵³⁾ 土壤汚染と地味の枯渇の原因としては、農業部門での過剰な化学肥料の施肥と重量の農業機械の利用が挙げられ、それによって毎年一万hの可耕地が失われて八〇年以降では総計一―一万hの農地が消滅した。褐炭の露天掘りによる地盤沈下の影響も深刻で、これには地下水系の破壊が伴った。また化学工場からの有毒物質が表面の土壌を汚染し、さらに地下水に流れ込んでその水質を悪化させていた。家庭廃棄物の焼却炉は少なく、加えて年間一・七億DMといわれる西独マルク獲得のために、西独から毒性の廃棄物が持ち込まれたことが土質の汚染に拍車をかけたのである。

これらの環境汚染は金額に換算すると年二八〇―三〇〇億東独マルクで、この額は国民所得の年の伸び高の2倍にあたっていた。DIWの評価では、今後環境の修復にかかる費用は一三〇〇―二二〇〇億DMだといわれる。この実際の被害とあわせて問題だったのは、環境汚染の実態とその影響が市民に全く告知されていなかったことで、公害についての情報は厳格な国家機密に属していた。また自然環境協会の活動は公式の見解を宣伝することに限定され、教会と結び付くような市民の自生的な組織は治安当局によって抑圧された。公害問題は体制がもっていた「公共性」の概念のあり方を端的に示しており、この社会の最悪の側面の一つであるとともに、また後にみるように市民の間でも批判の強い問題の一つでもあった。

以上のように東独経済が多くの困難を堆積させていく中で、SEDの指導部がその対応に全く対策を欠いていたというのは公平ではない。彼らもまた問題の所在にあわせて、それなりの改善策を模索していた。しかし、体制改良の「実験」を拒否するそれらの指導者の施策は概して小中な彌縫策にとどまり、しかもクツシュラによれば、党指導部の

「主観主義」が八〇年代ほど悪影響を与えたことはなかった、とされている。⁽⁵⁴⁾ 幾つかの例をあげてみよう。

計画経済体制の改革としては、八四年の段階で、それまで批判の多かった総産出指標としての「財・生産」に代わり、主要計画指標として、より経済合理的なコスト・ベネフィットの思考を重視する「純生産」、「純収益」、「国民のための生産とサービス」そして「輸出」という指標が導入された。しかしながらこの時期の経済的な停滞はたえざる計画の変更と行政の介入を招き、そのような合理的な思考を進展させることを阻害した。その顕著な例は、「カレンダールによるノルマ」(Kalendersoll)と呼ばれる短い期間での計画が重要視されるようになったことで、それによって四半期から月、さらに一〇日毎の目標が設定され、これに対応して中央委の経済部局では、ノルマと現状に関する企業からの日次報告を徴集することが義務付けられたのである。そのような拘束が全体計画の斉合性を失わせ、官僚主義的な煩瑣な経済運営をいたずらに強化させたことは明かであった。⁽⁵⁵⁾

コンビナートについては、八六年の末から唱えられた「自己経営化」(Eigenwirtschaftung)という原則があり、これは企業が国からではなく自身の利潤やクレジットから投資をファイナンスすることを目指したもので、六〇年代の「新経済システム」に回帰する面をもっており、その意味で経済体制の分権化が遅まきながら図られた。ただその実施はリスクを伴ったから、実際には翌年に一六の優良コンビナートが選ばれてその「実験」が開始されたにとどまり、八九年までにこの数を五二に拡大することが目標とされた。けれども、この試みは具体的に進行すると、中央の官僚機構や銀行が経営基準の強制などで企業への監視を緩めなかったこと、企業が銀行への借入れに走ったことで不成功に終わった。八九年六月にヘルマンが目標数を下回る実験コンビナートの数四〇への拡大を翌年まで延期すると宣言したことは、その間の事情を端的に物語っている。⁽⁵⁶⁾

「経済・社会政策の一体化」という言葉で象徴される東ドイツの「福祉社会」化は、経済業績で相対的な成果をあげた東独国家が七〇年代に提示した新たな社会像で、G・マイアのいう「社会主義的パターンリズム」のいわば福祉国家版であった。これは西側の資本主義国とも共通する面をもっていたが、ただ本文でみてきた通り、東独ではそのための経済的な基盤があまりにも脆弱であり、またウルブリヒト時代に推進された重工業化政策の後ではそれを受容する社会的厚みに欠けていた。しかも、いみじくも指導者のミッタークが慨嘆したように、「人々は生活水準についての考えを常に西独から引き出す⁽⁵⁷⁾」ので、八〇年代の経済停滞の中で市民の「相対的な価値剥奪」感はやがて進んでくる。東独の社会政策の進展は、市民の生活保守主義と政権の保守主義とが見合う形で双方を共存させてきたわけだが、この関係は八〇年代になると低調な経済活動と社会生活の硬直化の中で次第に空洞化し、危機的な状況が進行していった、とみることができよう。そして八八年の半ばになると、次節で述べるように、SEDの指導が実質的に破綻したことを示す論争がトップ指導層の内部で発生したのである。そこで、次にわれわれは東独の内政問題を扱う節に進むことにしたい。

- (1) G. Kusch, R. Montag, G. Specht, K. Wetzker, "Schlußbilanz - DDR. Fazit einer verfehlten Wirtschafts- und Sozialpolitik", Duncker & Humblot, Berlin, 1991, S. 6.
- (2) G. Mittag, "Um jeden Preis. Im Spannungsfeld zweier Systeme", Aufbau, Berlin, Weimar, 1991, S. 356.
- (3) W. Merkel, S. Wahl, op. cit., S. 12.
- (4) 以下に同じくは、ibid., Kap. 3, 4.
- (5) "Tendenzen der Wirtschaftsentwicklung" in: DIW-Wochenbericht, 26, 1990, S. 342 ff.
- (6) C.-H. Janson, "Totengräber der DDR", Econ, Düsseldorf, Wien, New York, 1991, S. 12. なお、ミッタークはヤンソンの直

- (25) C.-H. Janson. op. cit., S. 35.
- (26) 以下同。DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", S. 33; M. Dennis. op. cit., p. 139; J. Bethkenhaben, "The Energy Industry", in: "GDR-Handbook", pp. 66-67.
- (27) M. Dennis, op. cit., p. 140.
- (28) 在ドイツの商工会議所、同上、三〇頁。
- (29) DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", S. 39.
- (30) M. Dennis, op. cit., p. 139.
- (31) G. Kusch et al, op. cit., S. 23.
- (32) DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", S. 9.
- (33) G. Kusch et al, op. cit., S. 56.
- (34) Ibid.
- (35) Ibid., S. 55.
- (36) DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", S. 37.
- (37) 以下同。M. Dennis. op. cit., p. 144; C.-H. Janson, op. cit., SS. 77-78; R. Hopf, "Transport and Communications", in: "GDR-Handbook", p. 124, p. 127; DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", S. 11.
- (38) 以下同。R. Hopf, op. cit., p. 124; G. Kusch et al, op. cit., S. 61; 在ドイツの商工会議所、同上、五五頁。
- (39) 以下同。G. Kusch et al, op. cit., S. 62; DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", S. 12; 在ドイツの商工会議所、同上、五九頁。
- (40) H. Herles, E. Rose (Hrsg.), "Parlaments-Szenen einer deutschen Revolution", Bouvier, Bonn, 1990, SS. 170-171.
- (41) M. Dennis, op. cit., p. 60.
- (42) G. Kusch et al, op. cit., S. 64; DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", SS. 12-13; 在日商工会議所、同上、四五一四九頁。
- (43) M. Dennis, op. cit., pp. 60-64; G. Kusch, op. cit., S. 64.
- (44) StJB der DDR, 1976, 1989.
- (45) H.-H. Hertle, op. cit., S. 140 (ハンターラーの証言)。なおこの点は、ミッタークの著作の主要テーマの一つである。

- (46) H. Vortmann, 'Social Security' in : "DDR-Handbook", pp. 153-154.
- (47) StJB der DDR, 1976, 1989.
- (48) C. Schwartau, 'Umweltschutz in der DDR' in : "Veränderungen", S. 54, S. 57.
- (49) G. Kusch et al, op. cit., S. 70 ; J.H. Michel, 'Düstere Aussicht für reine Luft', in : DA, 4, 1990, S. 574.
- (50) M. Dennis, op. cit., p. 181.
- (51) 西ドイツの経済発展と東ドイツの経済危機 DIW, "DDR-Wirtschaft im Umbruch", SS. 13-14 ; G. Kusch et al, SS. 69-75 ; M. Dennis, op. cit., pp. 180-182 ; J.H. Michel, op. cit., SS. 573-577 ; C. Schwartau, op. cit., SS. 48-56.
- (52) Der Spiegel, Nr.1, 8, 1, 1990, SS. 27-32.
- (53) Ibid.
- (54) G. Kusch et al, op. cit., S. 86.
- (55) Ph.J. Bryson, M. Melzer, "The End of the East German Economy. From Honecker to Reunification", MacMillan, Hampshire. 1991, pp. 31-36 ; G. Kusch et al, S. 115.
- (56) Ph.J. Bryson, M. Melzer, op. cit., pp. 41-47 ; G. Kusch et al, SS. 100-103.
- (57) G. Mittag, op. cit., SS. 74-75.